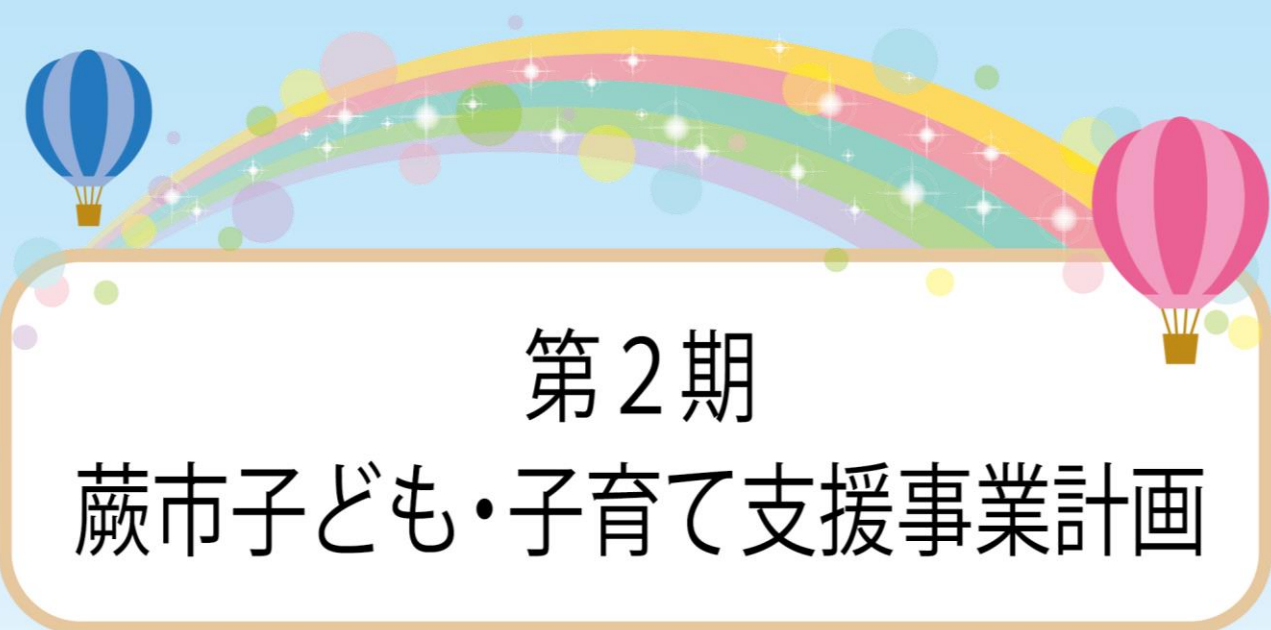




第2期 蕨市子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月 蕨市

「すべての子どもたちの笑顔と未来が輝く、日本一のコンパクトシティ蕨」を目指して

蕨市では、平成27年度からスタートした「子ども・子育て新制度」の下、質の高い教育・保育の提供と地域の子育て支援の充実を図る「蕨市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、基本理念に掲げた「子どもたちの未来輝く、日本一のコンパクトシティ蕨」の実現を目指して、保育園・学童保育室の大幅な増設や病児保育室の設置、子育て世代包括支援センターの実施、教育センターの整備・拡充など、子育て家庭への幅広い支援や子どもたちが健やかに育つ環境の整備に取り組んでまいりました。



しかしながら、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化の進行をはじめ、女性の就業率の上昇による保育需要の増加、地域コミュニティの希薄化などによる子育ての孤立感、負担感の増加など、課題への対応がますます求められており、更なる子育て支援等の充実が求められています。

こうした状況の中、これまで進めてきた「蕨市子ども・子育て支援事業計画」の取り組みを検証するとともに、残された課題や新たな課題に対応するため「第2期蕨市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。今後も本計画に基づき、市民の皆様との協働により、子育てしたいと思えるまちづくり、子どもたちの笑顔と未来が輝くまちづくりを一層進めてまいります。

本計画の策定にあたりましては、アンケート調査へのご協力や計画案への貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、熱心なご議論をいただきました「蕨市子ども・子育て会議」の委員の皆様にご心から感謝申し上げますとともに、本計画の推進に向けて引き続きご理解・ご協力いただきますようお願い申し上げます。

令和2年3月

蕨市長 頼高 英雄

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
第2章 子ども・子育てをめぐる本市の現状	5
1. 人口	5
2. 女性の労働力・婚姻の状況	7
3. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等の現状	8
4. 子ども・子育てに関する実態と意向（アンケート調査より抜粋）	10
第3章 蕨市子ども・子育て支援事業計画の評価	23
1. 教育・保育施設	23
2. 地域子ども・子育て支援事業	26
第4章 計画策定にむけた課題	31
Ⅰ 安心して子どもを産み育てることができるまち	31
1. 子育て家庭への幅広い支援	31
2. 安心して働ける子育て支援に向けた課題	31
Ⅱ ひとりひとりの子どもたちが健やかに育つことができるまち	32
3. 子どもの健全な心身の発達の支援	32
4. 確かな成長を実現する教育と次世代育成	32
5. 児童虐待や子どもの貧困への対策	33
Ⅲ 地域ぐるみで子育てを応援するまち	33
6. 子育て家庭が安全・安心に生活できる環境づくり	33
7. 子どもたちの健やかな成長を促す地域力の向上	33
第5章 計画の基本理念と基本的な考え方	35
1. 基本理念	35
2. 基本方針	36
3. 基本目標	37
4. 計画の体系	38

第6章 子ども・子育て支援法に係る量の見込みと提供体制、確保の方策	39
1. 将来の子ども人口	39
2. 教育・保育事業等の提供区域の考え方	40
3. 計画の推進方策	40
4. 教育・保育の一体的提供およびその推進に関する体制の確保	47
5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	47
第7章 子育てに関する総合的な施策の展開	49
基本目標1 子ども子育て家庭への幅広い支援	49
（1）妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援	49
（2）子育てに関する学習機会の提供・交流の促進	50
（3）子育てに関する相談・情報提供の充実	51
（4）子育て支援サービスの提供	53
（5）子育て家庭の経済的支援	53
基本目標2 安心して働ける子育て支援	56
（1）定期的な保育サービスなど	56
（2）ワーク・ライフ・バランスの推進	57
基本目標3 子どもの健全な心身の発達の支援	58
（1）子どもの健康の保持・増進	58
（2）基本的な生活習慣等の確立	60
（3）障害のある子どもへの支援	61
基本目標4 確かな成長を実現する教育と次世代育成	62
（1）「生きる力」を育む学校教育の推進・充実	62
（2）学校外における教育の推進と次世代育成	64
基本目標5 児童虐待や子どもの貧困への対策	67
（1）児童虐待防止対策の充実	67
（2）子どもの貧困への対策	68
基本目標6 子ども子育て家庭が安全・安心に生活できる環境づくり	69
（1）地域ぐるみでの安全・安心なまちづくり	69
（2）安心して外出できる環境の整備	71
基本目標7 子どもの健やかな成長を促す地域力の向上	72
（1）地域における子育て支援活動	72
（2）地域で取り組む子どもの健全育成	73
（3）男女が共同して子育てに取り組める意識の醸成	74

第8章 計画の推進体制と進捗管理.....	75
1. 取組みの方針.....	75
2. 計画の推進体制.....	75
3. 計画の進捗管理と点検・評価.....	75
資料編.....	77
1. 蕨市子ども・子育て会議条例.....	77
2. 蕨市子ども・子育て会議委員名簿.....	79
3. 蕨市子ども・子育て会議開催経過.....	80
4. 用語集.....	81



第1章 計画の概要



第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

近年、共働き家族の増加や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化などにより、子育ての孤立感や負担感の増加、家庭や地域での「子育て力・教育力」の低下などが懸念されています。また、都市部を中心として待機児童の発生は依然解消に至っておらず、幼児期の教育・保育や、地域の子ども・子育て支援のさらなる充実・強化が求められています。

国においては、平成24年に質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大および確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図ることを目的とした子ども・子育て関連3法が制定されました。それに伴い、平成27年度からは、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

しかしながら、就労形態の多様化や女性のさらなる社会進出などにより、待機児童の解消には至っていないことを受け、平成28年の「子ども・子育て支援法」の改正や平成29年の「子育て安心プラン」の策定などにより、将来の女性の就業率のさらなる上昇を見越した、多様な事業主体による保育の受け皿確保や、保育の多様化、保育人材の確保に取り組んでいるところです。

蕨市（以下、「本市」という。）でも、平成26年度に、子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年度～令和元年度までの5年間を計画期間とする「蕨市子ども・子育て支援事業計画（以下、「第1期計画」という。）」を策定し、平成28年8月には、計画の実効性を高めるため、目標値等（「量の見込み」および「確保方策」）を見直すなど、子どもたち一人ひとりが健やかに成長できるように、幼児期の教育・保育および地域の子ども・子育て支援を総合的に推進してきました。

このたび、子ども・子育てを巡る関連法の改正内容および国の動向等を踏まえ、新たに令和2年度～令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期蕨市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

本計画では、幼児教育・保育の無償化への対応など、第1期計画策定以降の新たな課題への対応も含め、引き続き、幼児期の教育・保育および地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくこととします。

2. 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第1条の目的、第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本市の最上位計画である「コンパクトシティ蕨」将来ビジョンを上位計画とした子ども・子育て分野の個別計画として位置付けます。

また、平成27年3月に策定された「蕨市子ども・子育て支援事業計画」を引き継ぐ計画であるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する「市町村行動計画」となります。

子ども・子育て支援法

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供 体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法

第8条【市町村行動計画】

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

3. 計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて中間年を目安に見直しを行うこととします。

年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
計 画 の 期 間	「コンパクトシティ蕨」将来ビジョン（平成26年度～令和5年度）									
	蕨市子ども・子育て支援事業計画 （平成27年度～令和元年度）					第2期蕨市子ども・子育て支援事業計画 （令和2年度～6年度）				
	中間 見直し					調査 計画 策定 必要に応じ見直し				





第2章 子ども・子育てをめぐる本市の現状



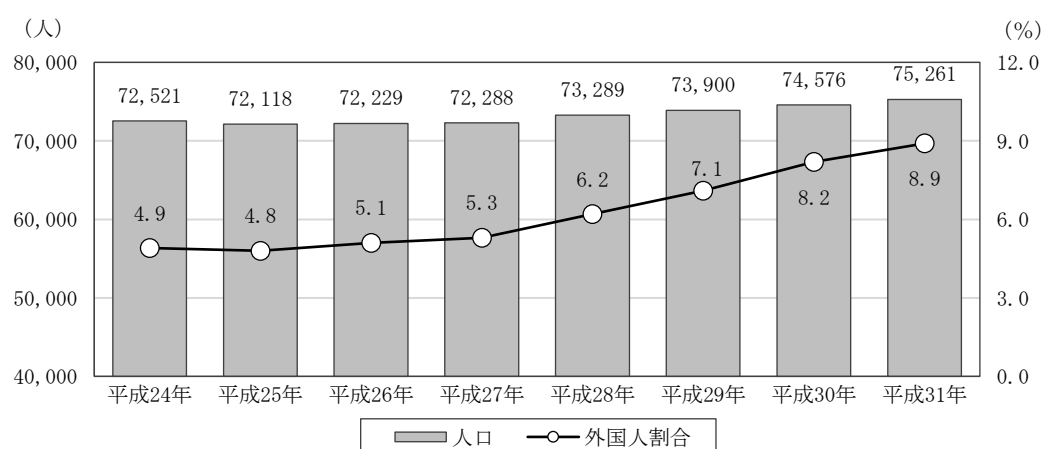
第2章 子ども・子育てをめぐる本市の現状

1. 人口

(1) 人口の推移

本市の人口は、平成27年までは横ばいで推移していましたが、平成28年からは増加傾向となり、平成31年には75,261人となっています。

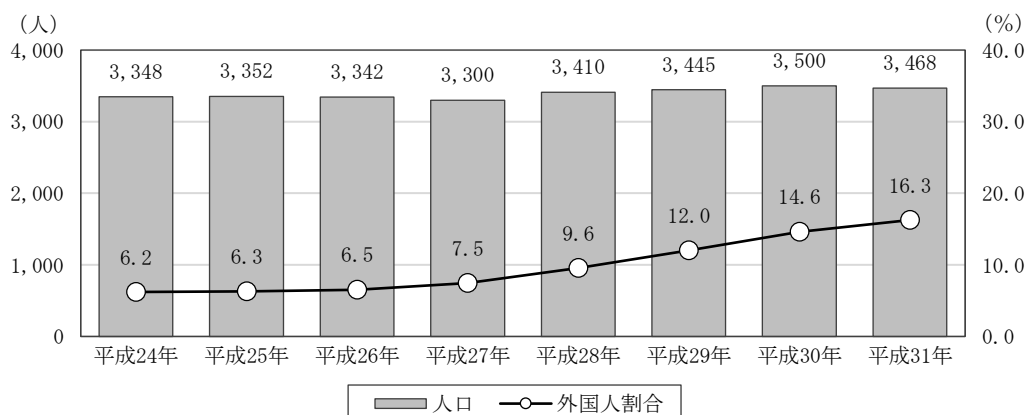
増加の要因は外国人の増加によるところが大きく、総人口に占める外国人の割合は、平成27年から毎年1%前後の伸びを示しており、平成31年には8.9%となっています。



(出典：蕨市ホームページ「各年次別人口統計」、各年1月1日現在)

(2) 0歳児～5歳児人口の推移

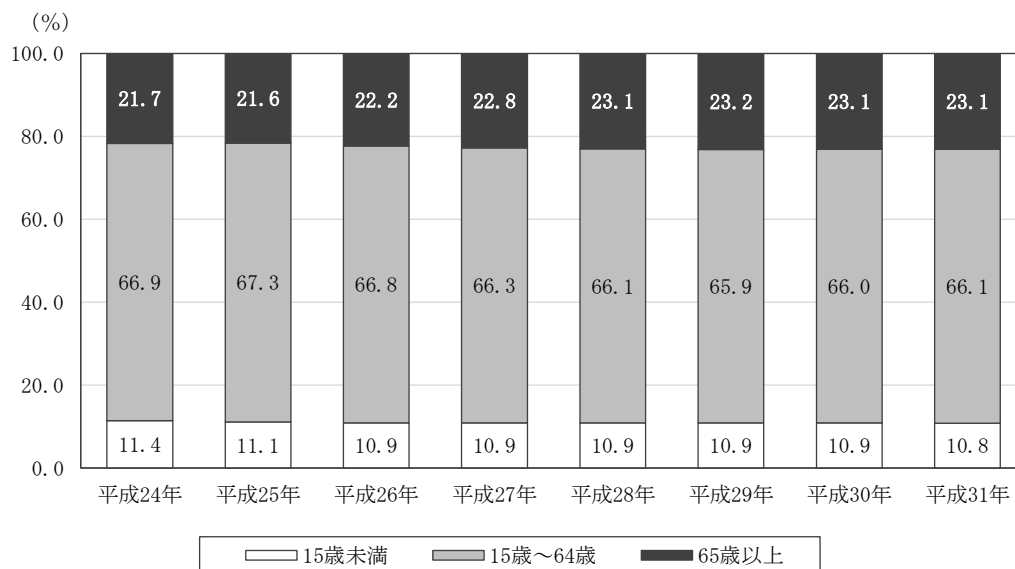
本市における0歳児～5歳児の人口（以下、幼児人口）は、おおむね横ばいで推移していますが、幼児人口に占める外国人の割合は急激に増加しており、平成31年には16.3%となっています。



(出典：蕨市ホームページ「年齢別人口統計」、各年1月1日現在)

(3) 人口構成の推移

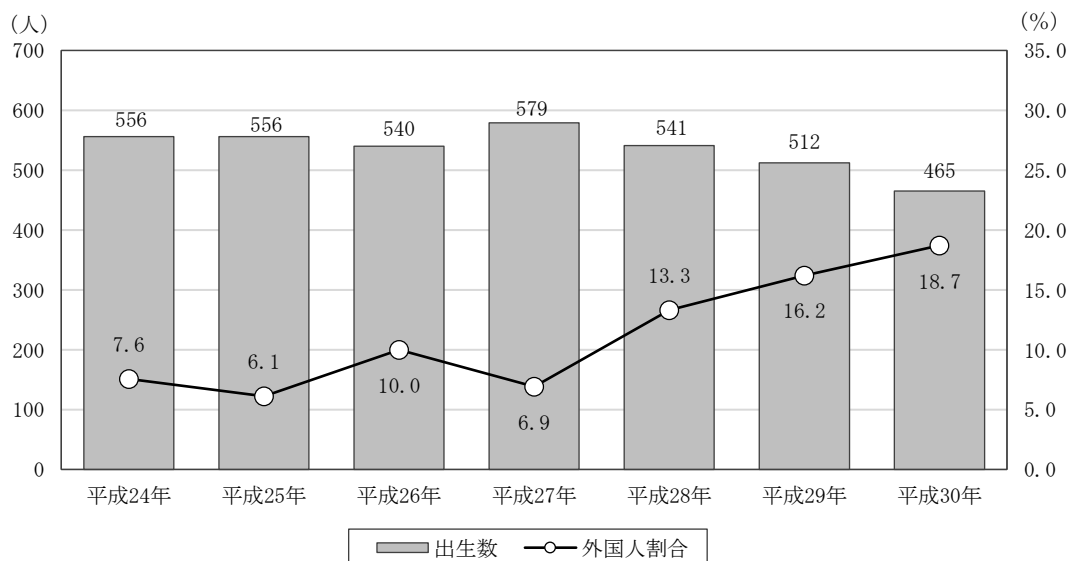
人口構成を見ると、65 歳以上の高齢者人口は平成 24 年の 21.7%から平成 31 年の 23.1%へと微増傾向を示し、15 歳未満の年少人口は平成 24 年の 11.4%から平成 31 年の 10.8%へと微減傾向を示し、本市においても少子高齢化の傾向が表れています。



(出典：蕨市ホームページ「年齢別人口統計」、各年1月1日現在)

(4) 出生数の推移

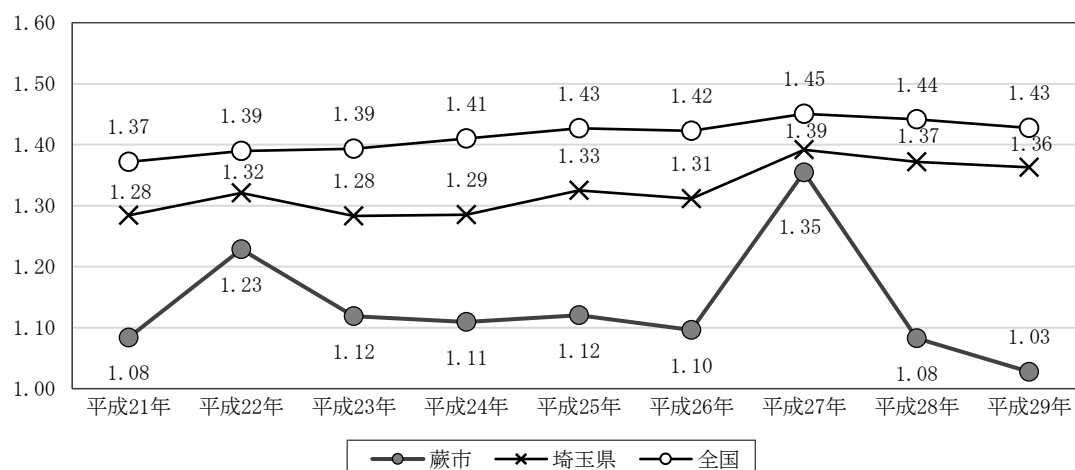
本市の出生数は、おおむね横ばいで推移していましたが、平成 28 年から減少傾向となり、平成 30 年は 465 人となっています。しかしながら、平成 27 年以降、出生数における外国人割合は年々増加し、平成 30 年は 18.7%となっています。



(出典：埼玉県の人口動態概況、蕨市資料)

(5) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率を見ると、国や県よりも低い水準にあり、平成27年には1.35と上昇したものの、平成29年には1.03となっており、人口を維持するのに必要と言われている人口置き換え水準※を大きく下回っています。

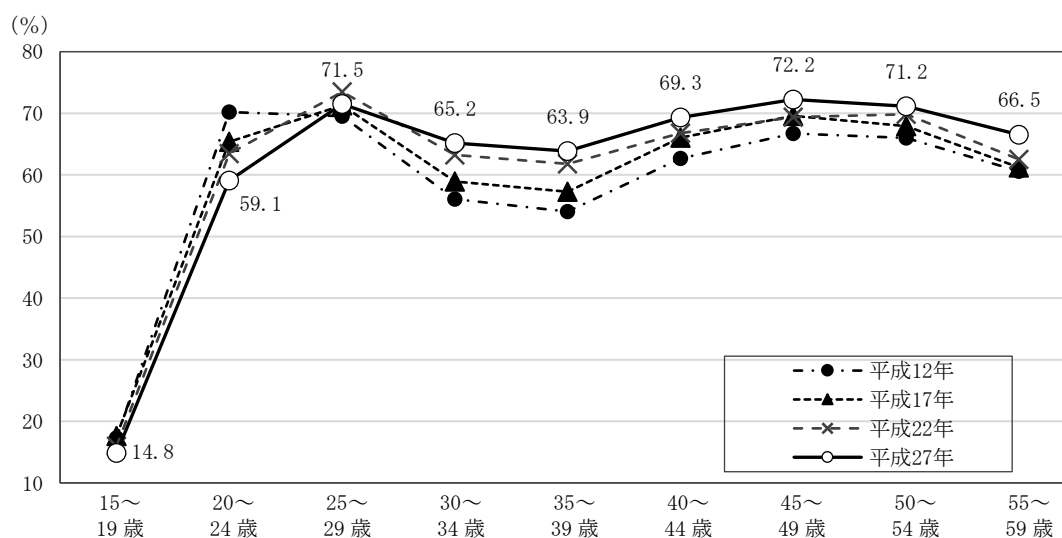


(出典：埼玉県「合計特殊出生率の年次推移（保健所・市町村別）」)

2. 女性の労働力・婚姻の状況

(1) 女性の労働力率の推移

女性の労働力率は、結婚・出産・育児期にあたる年代に離職し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描くことが知られていますが、近年では、その曲線が緩やかになってきており、平成27年では、30歳以上の労働力率は平成22年以前を上回っています。

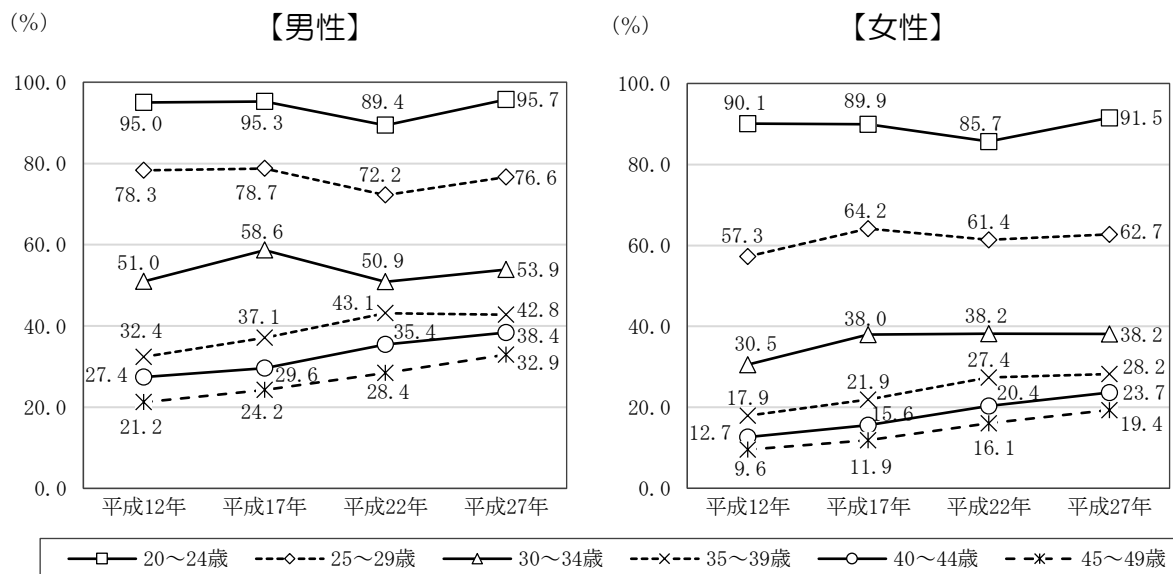


(出典：総務省「国勢調査」)

※ 人口置き換え水準：人口が将来にわたって増えも減りもしないで、親の世代と同数で置き換わるための大きさを表す指標。人口置き換え水準に見合う合計特殊出生率は、女性の死亡率等によって変動するため一概にはいえないものの、日本における平成28年の値は2.07（国立社会保障・人口問題研究所において算出）。(出典：厚生労働省「平成30年 我が国の人口動態」)

(2) 未婚率の推移

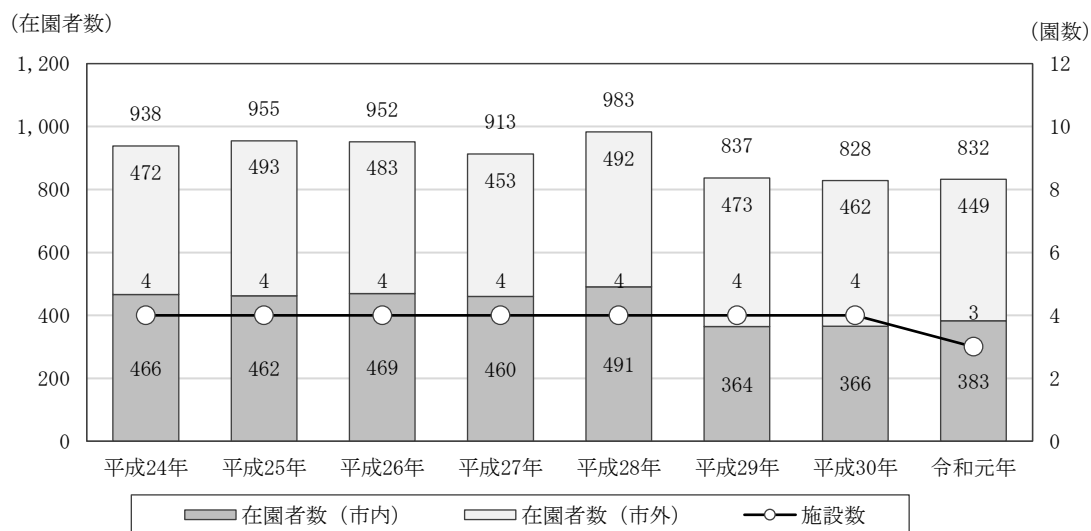
平成 27 年の未婚率は、男性は 35～39 歳、女性は 30～34 歳を除く世代で、平成 22 年と比較して増加しています。また、男性では 40 歳以上で、女性では 35 歳以上で、平成 22 年以前からの増加傾向が依然、継続しています。



3. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等の現状

(1) 幼稚園の状況

平成 31 年現在の市内の幼稚園の施設数は 3 園で、在園者数は、減少傾向となっており、平成 31 年では市内 383 人、市外 449 人の合計 832 人となっています。



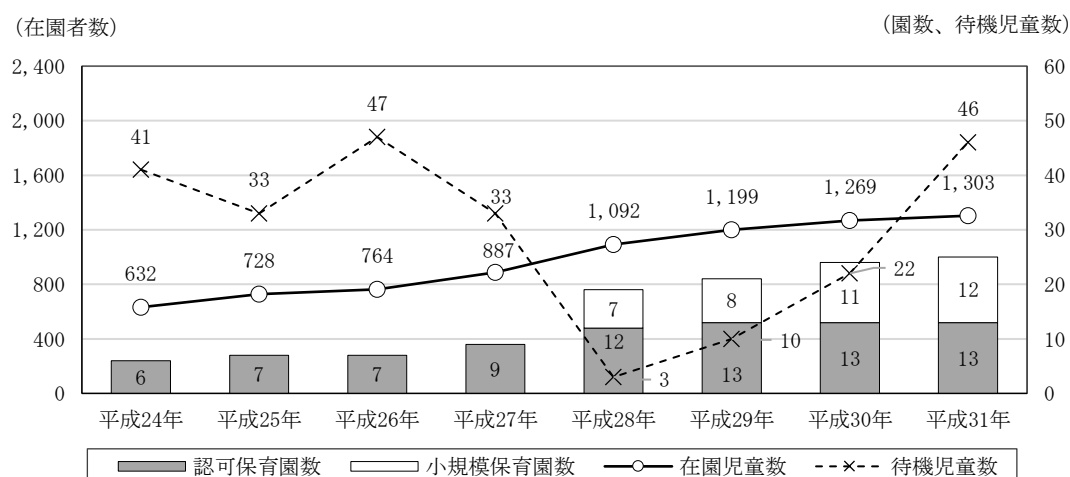
※在園者数（市内）は、市内幼稚園に在園する市内在住児童であり、在園者数（市外）は、市外の幼稚園に在園する市内在住児童をいう。

(2) 保育園等の状況

平成31年現在の保育園等の施設数は、認可保育園が13園、小規模保育園が12園となり、計25園となっています。

在園児童数は増加傾向が続いており、平成31年では1,303人となっています。

一方で、待機児童数は平成26年の47人をピークに一旦は減少し、平成28年には3人となりましたが、平成29年以降再び増加し、平成31年では46人となっています。

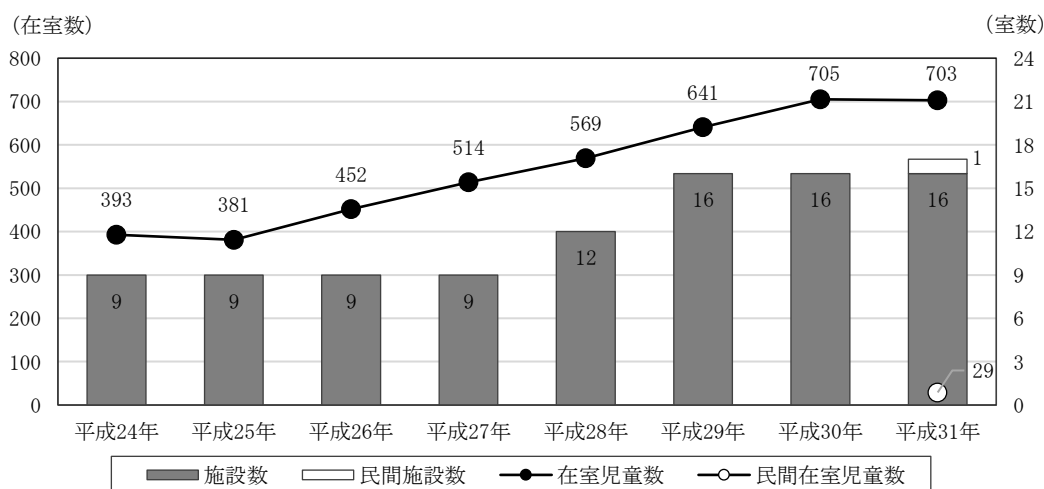


(出典：認可保育園数は蕨市「統計わらび」、それ以外は蕨市資料、各年4月1日現在)

(3) 留守家庭児童指導室（放課後児童クラブ）の状況

留守家庭児童指導室は、平成28年に3施設、平成29年に4施設増設し、平成31年には民間施設が1施設開室し、計17施設となっています。

在室児童数は平成25年以降増加傾向となっており、平成31年で計732人となっています。



(出典：蕨市「統計わらび」平成30～31年は蕨市資料、各年4月1日現在)

4. 子ども・子育てに関する実態と意向（アンケート調査より抜粋）

平成30年度に、幼稚園・保育園・留守家庭児童指導室などの教育・保育・子育て支援事業を計画的に整備、実施するために、市民の利用状況や利用希望を把握することを目的としてアンケート調査を実施しました。〔調査期間：平成31年2月5日～2月22日〕

（1）調査概要

アンケート調査の種類、調査内容および調査結果は以下のとおりです。

・ 調査の種類と対象者

種 類	対 象 者	対 象 者 数
就学前児童保護者調査	就学前児童がいる家庭の保護者	1,000 人
留守家庭児童指導室 在室児童保護者調査	平成30年2月に留守家庭児童指導室に 在室している児童の保護者	642 人

・ 調査内容

対象地域は蕨市全域とし、以下の方法によるアンケート調査を行いました。

種 類	調 査 方 法
就学前児童保護者調査	住民基本台帳より無作為抽出
留守家庭児童指導室 在室児童保護者調査	留守家庭児童指導室在室児童全員

・ 回収結果

この調査の回収結果は下表のとおりです。

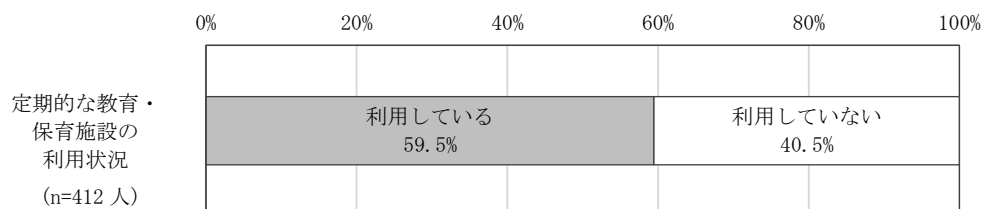
区 分	調査票配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者調査	1,000	412	41.2%
留守家庭児童指導室 在室児童保護者調査	642	331	51.6%
合 計	1,642	743	45.2%

（２）就学前児童保護者調査

就学前児童保護者調査の結果について、主なものを抜粋します。

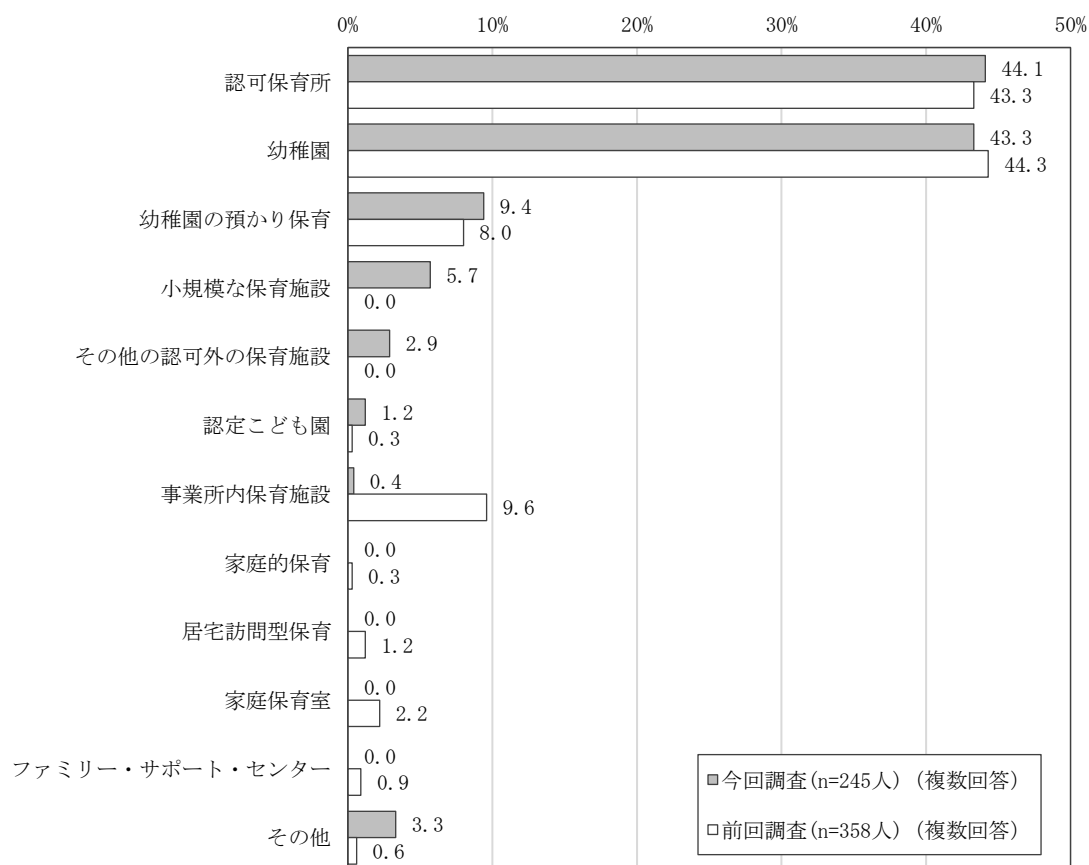
①現在、定期的に利用している教育・保育施設の利用状況

平日の定期的な教育・保育施設の利用状況は、「利用している」が59.5%に対し、「利用していない」が40.5%となっています。



②現在、定期的に利用している教育・保育施設の事業種別

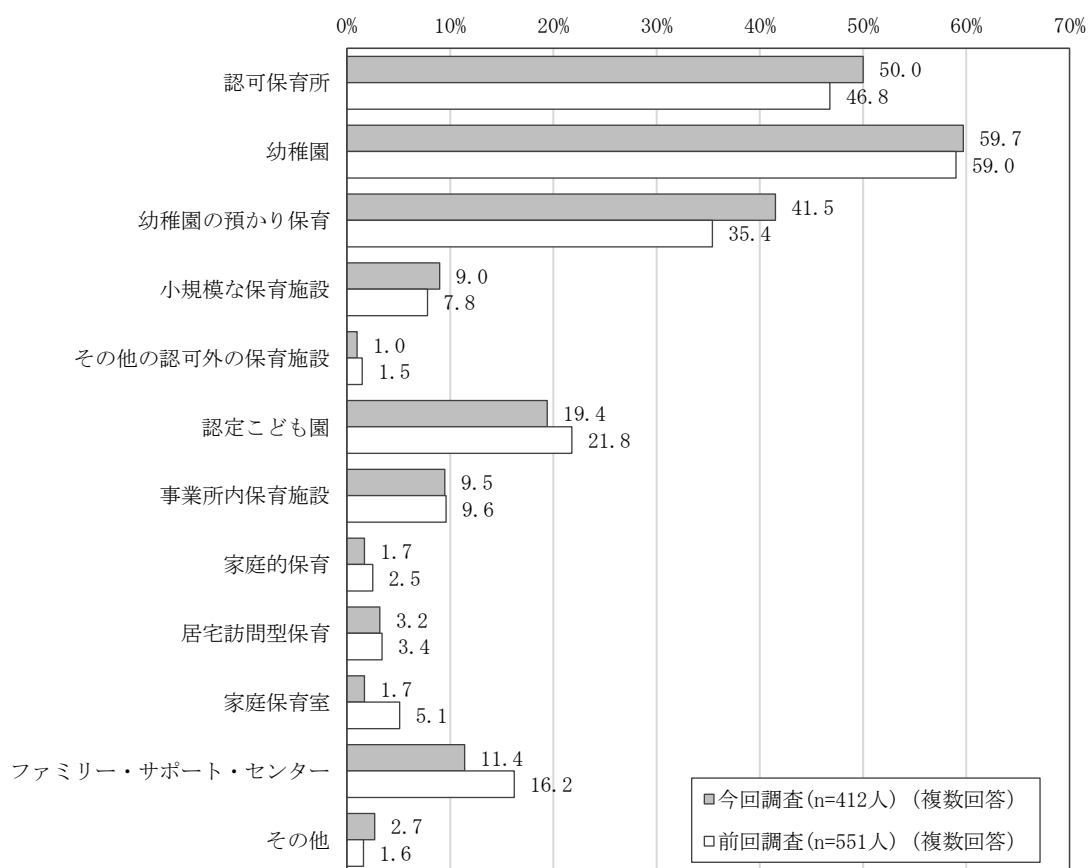
平日の教育・保育施設の利用種別は、「認可保育所」が44.1%と最も多く、次いで「幼稚園」が43.3%となっています。前回調査（平成25（2013）年（以下、同じ））と比べると、「幼稚園」の利用率は1.0%減少し、認可保育園の利用率は0.8%増加しています。その他、「幼稚園の預かり保育」は1.4%増加、「小規模な保育施設」は5.7%増加している一方、「事業所内保育施設」は9.2%減少しています。



③今後、利用したい教育・保育施設の事業種別

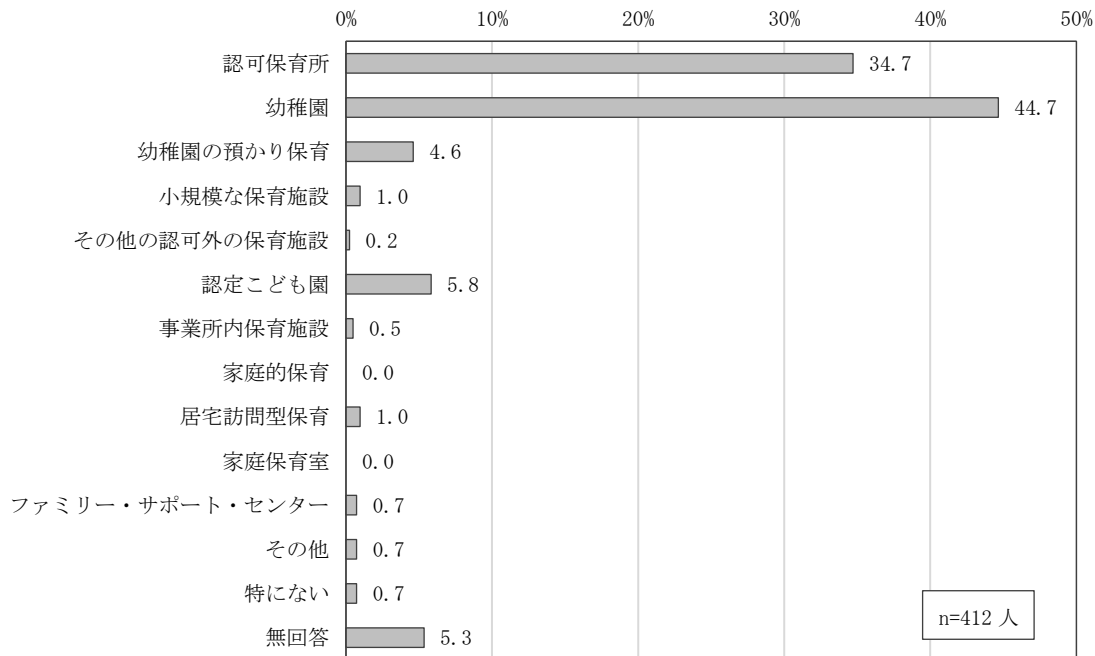
今後希望する平日の教育・保育施設の利用意向は、「幼稚園」が59.7%と最も多く、次いで「認可保育所」が50.0%、「幼稚園の預かり保育」が41.5%、「認定こども園」が19.4%となっています。

なお、前回調査における各施設の利用意向と比べると、「幼稚園の預かり保育」で6.1%、「認可保育所」で3.2%増加しているのに対し、「ファミリー・サポート・センター」で4.8%、「家庭保育室」で3.4%減少しています。



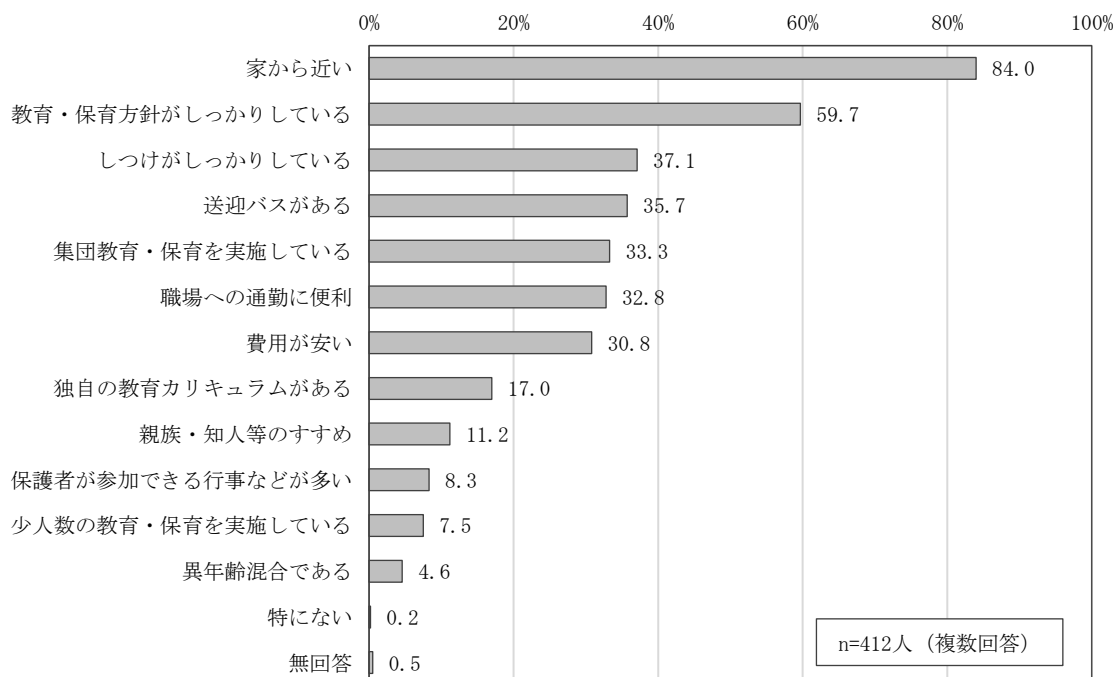
④今後、幼児教育・保育無償化が実施された場合、利用したい事業種別

幼児教育・保育無償化が実施された場合に、今後希望する平日の教育・保育施設の利用意向は、「幼稚園」が44.7%と最も多く、次いで「認可保育所」が34.7%、「認定こども園」が5.8%、「幼稚園の預かり保育」が4.6%となっています。



⑤幼児教育・保育の無償化後の事業所を選ぶ際に重視すること

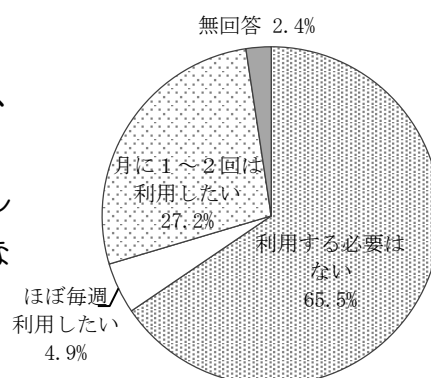
幼児教育・保育の無償化後の事業所を選ぶ際に重視することは、「家から近い」が84.0%と最も多く、次いで「教育・保育方針がしっかりしている」が59.7%となっています。



⑥土曜日・休日や長期休暇等の利用意向

【土曜日の教育・保育事業の利用意向】

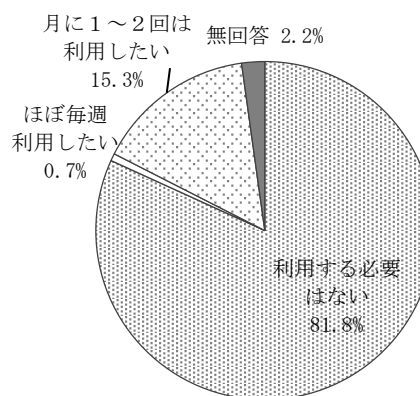
土曜日の定期的な教育・保育事業の利用意向は、「利用する必要はない」が65.5%に対し、「月に1～2回は利用したい」が27.2%、「ほぼ毎週利用したい」が4.9%で、利用の希望は合計32.1%となっています。



n=412人

【日曜日・祝日の教育・保育事業の利用意向】

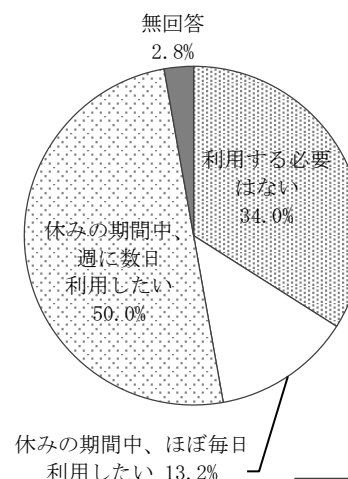
日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向は、「利用する必要はない」が81.8%に対し、「月に1～2回は利用したい」が15.3%、「ほぼ毎週利用したい」が0.7%で、利用の希望は合計16.0%となっています。



n=412人

【幼稚園利用者の長期休暇中の利用意向】

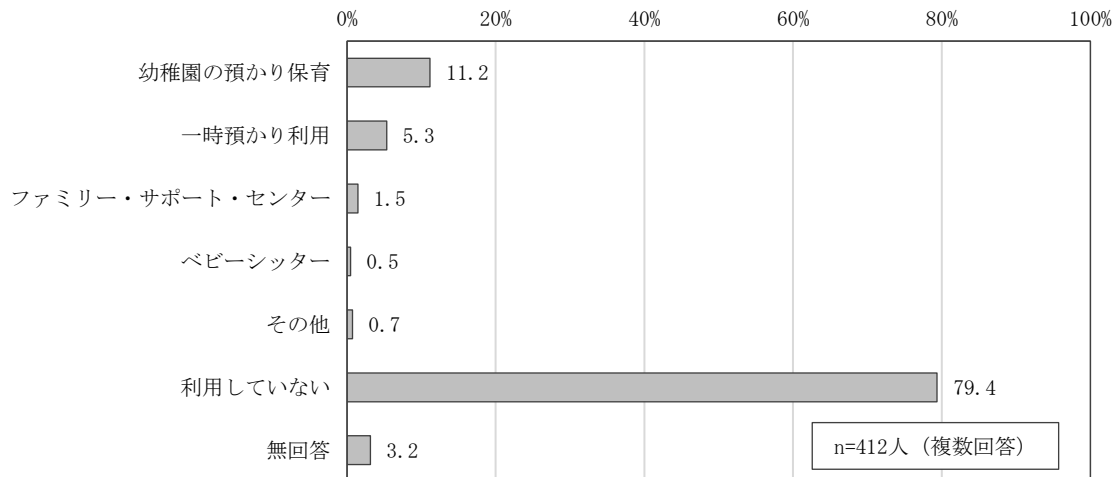
幼稚園利用者における夏休み・冬休みなどの長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用意向は、「利用する必要はない」が34.0%に対し、「休みの期間中、週に数日利用したい」が50.0%、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が13.2%で、利用の希望は合計63.2%となっています。



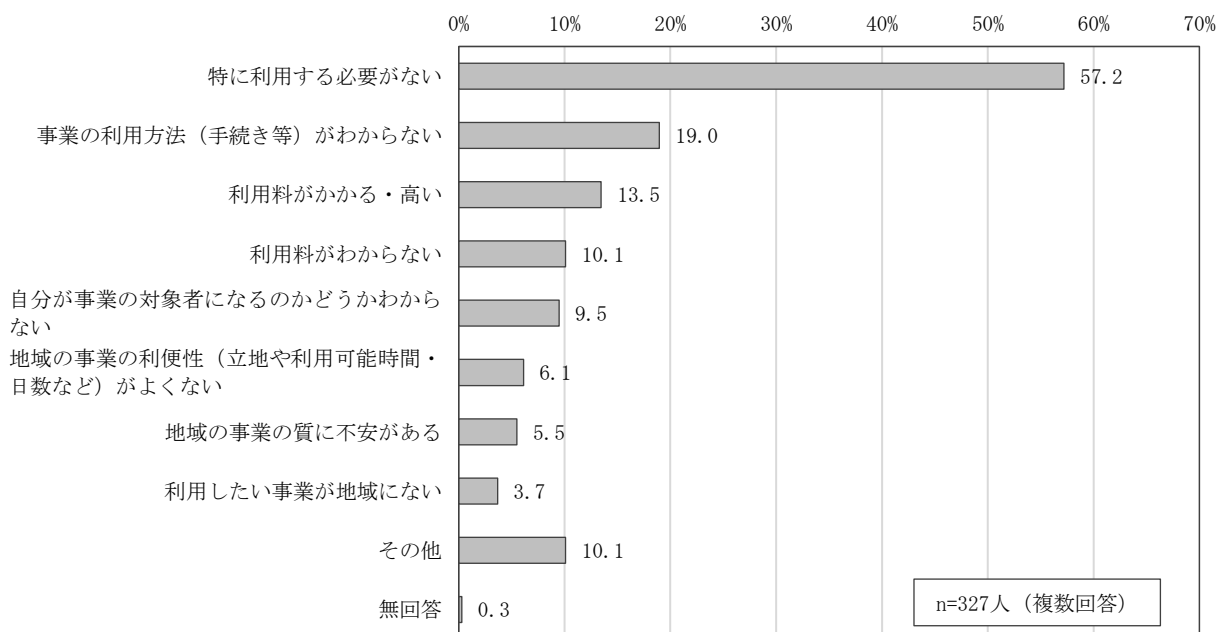
n=106人

⑦不定期の教育・保育事業の利用状況

不定期に利用する事業では、「幼稚園の預かり保育」が11.2%と最も多く、次いで「一時預かり利用」が5.3%となっています。一方、「利用していない」が79.4%となっています。



「利用していない」理由では、「特に利用する必要がない」が57.2%と最も多く、次いで「事業の利用方法（手続き等）がわからない」が19.0%となっています。

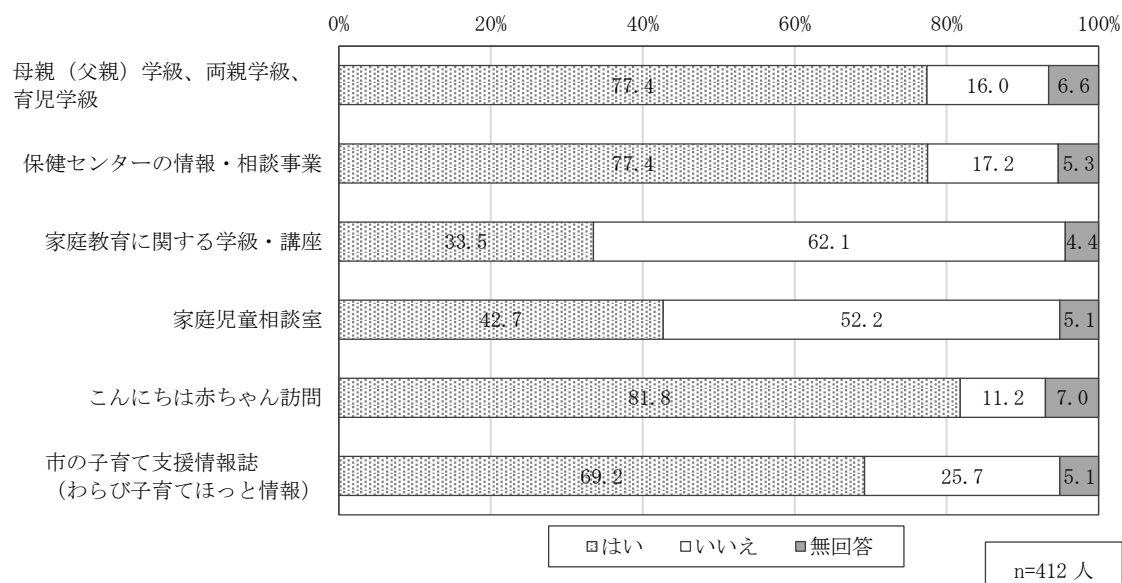


⑧市で実施している事業の認知度と利用意向

市で実施している事業を知っている人は、「こんにちは赤ちゃん訪問」が81.8%と最も多く、次いで「母親（父親）学級、両親学級、育児学級」「保健センターの情報・相談事業」が77.4%となっています。

一方で、「家庭教育に関する学級・講座」が33.5%と最も少なく、次いで「家庭児童相談室」が42.7%となっています。

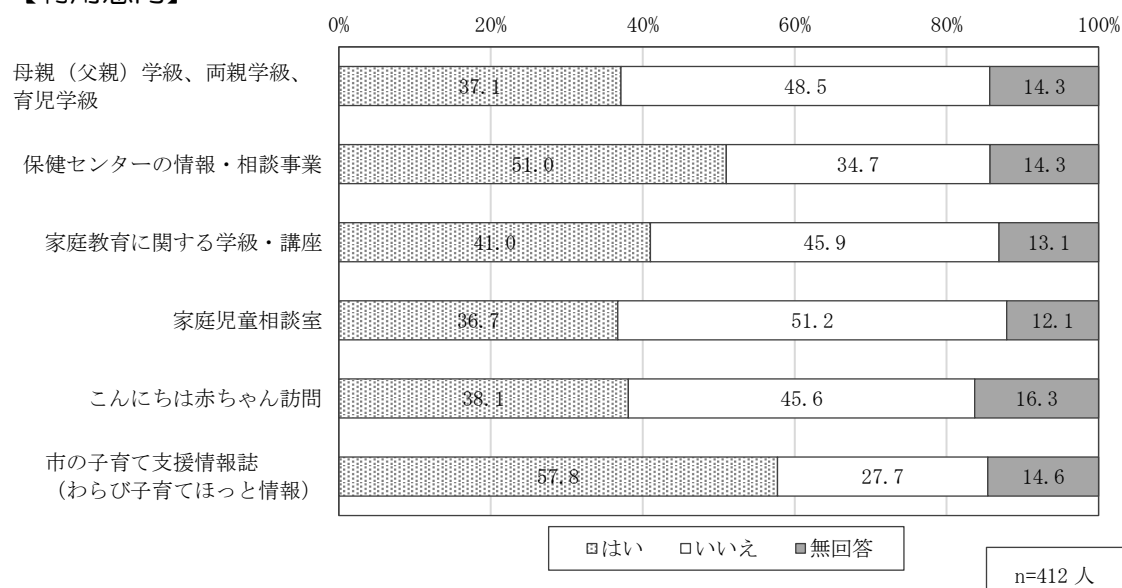
【認知度】



利用意向については、「市の子育て支援情報誌（わらび子育てほっと情報）」が57.8%と最も多く、次いで「保健センターの情報・相談事業」が51.0%となっています。

一方で、「家庭児童相談室」が36.7%と最も少なく、次いで「母親（父親）学級、両親学級、育児学級」が37.1%にとどまっています。

【利用意向】

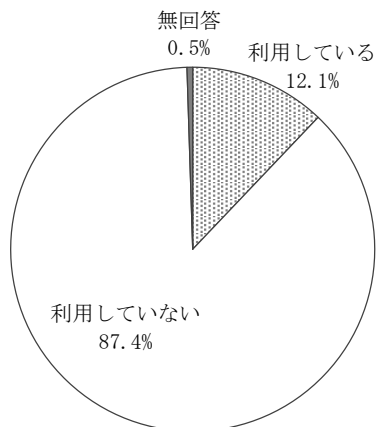


⑨地域子育て支援拠点事業の利用状況等

地域子育て支援拠点事業を「利用している」人が12.1%であるのに対し、利用していない人は87.4%となっています。

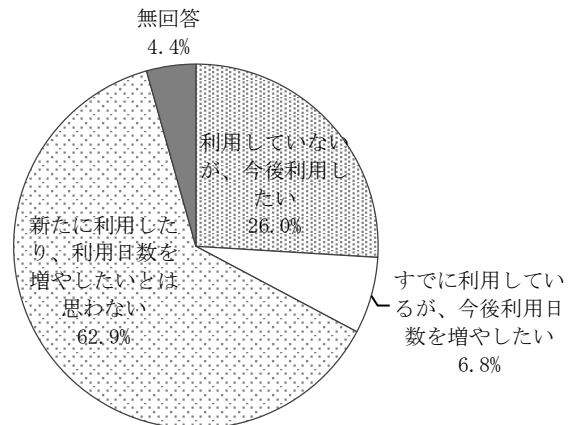
一方で、「利用していないが、今後利用したい」人は26.0%となっており、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」人が6.8%となっています。

【利用状況】



n=412人

【利用意向】



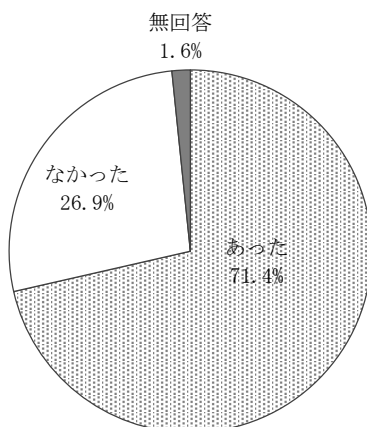
n=412人

⑩病児保育施設の利用希望等

病気やケガで普段利用している平日の定期的な教育・保育の事業を利用できなかったことについては、71.4%が「あった」と回答しており、「なかった」と回答した人は26.9%となっています。

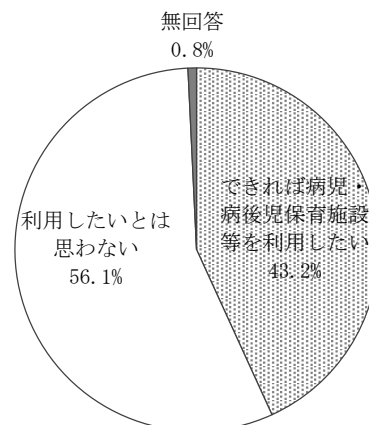
さらに、病気やケガで事業を利用できなかったことが「あった」と回答した人で、子どもを見るために父親か母親が仕事を休んだ人のうち「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」人が43.2%となっています。

【病気やケガで事業を利用できなかったことの有無】



n=245人

【利用希望】

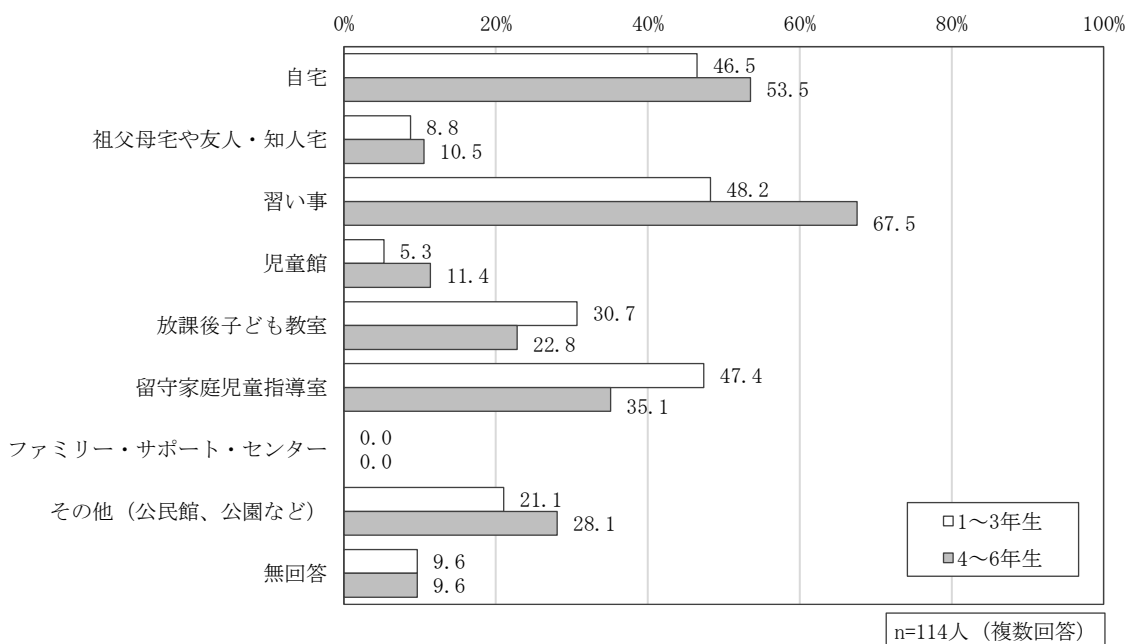


n=132人

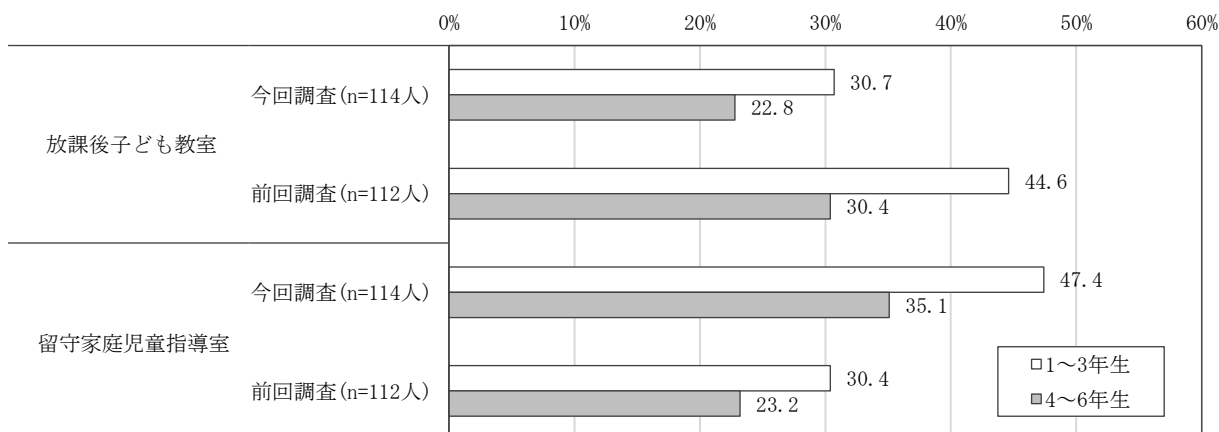
⑪ 小学校就学後の放課後の過ごし方

5歳以上の子の保護者に聞いた、小学校就学後の放課後の過ごし方は、小学校低学年（1～3年生）になった時では、「習い事」が48.2%と最も多く、「留守家庭児童指導室」が47.4%、「自宅」が46.5%となっています。

小学校高学年（4～6年生）になった時では、「習い事」が67.5%と最も多く、次いで「自宅」が53.5%となっていますが、「留守家庭児童指導室」は、低学年の時と比べ12.3%減少し、35.1%となっています。



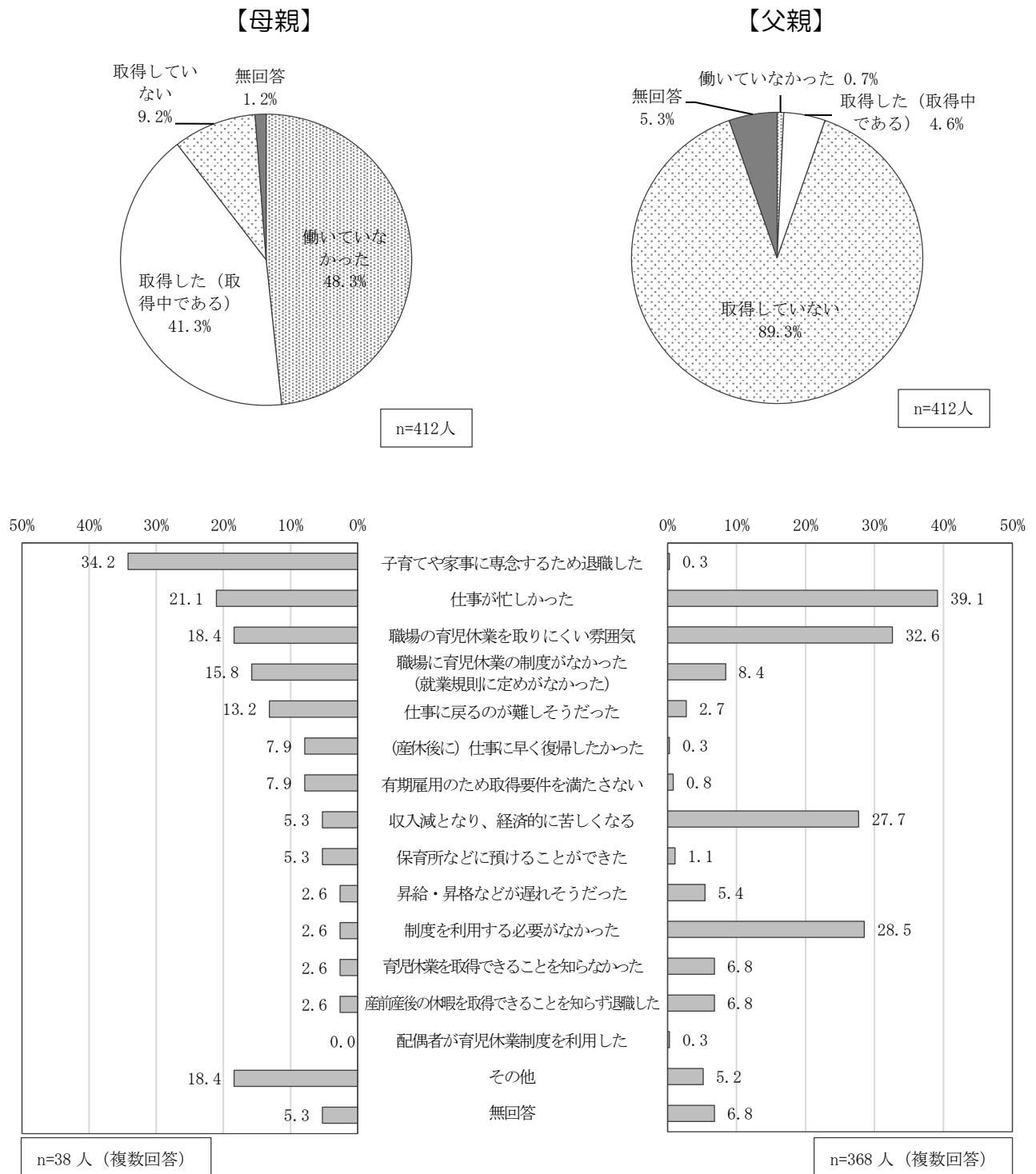
放課後子ども教室と留守家庭児童指導室について、利用希望を前回調査と比べると、放課後子ども教室の利用希望は、小学校低学年（1～3年生）で13.9%減少し、小学校高学年（4～6年生）でも7.6%減少しています。一方、留守家庭児童指導室の利用希望は、小学校低学年（1～3年生）で17.0%増加し、小学校高学年（4～6年生）でも11.9%増加しています。



⑫育児休業の取得状況

子どもが生まれたとき、育児休業を取得したのは母親では41.3%となっていますが、父親では4.6%となっています。

育児休業を取らなかった理由では、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が34.2%と最も多く、次いで「仕事が忙しかった」が21.1%となっています。一方、父親では「仕事が忙しかった」が39.1%と最も多く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が32.6%となっています。



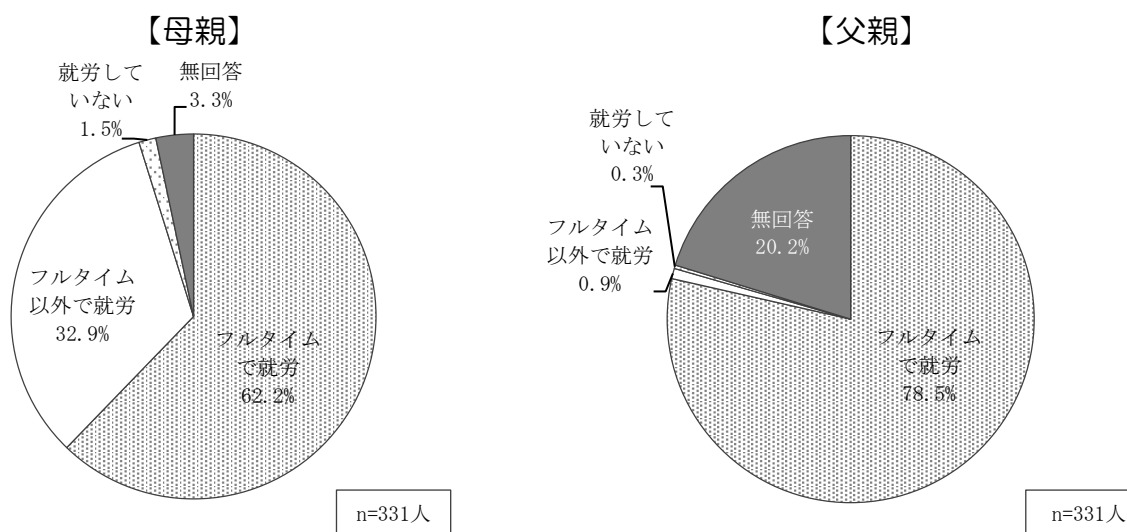
(3) 留守家庭児童指導室在室児童保護者調査

留守家庭児童指導室在室児童保護者調査の結果について、主なものを抜粋します。

①保護者の就労状況

「母親」の就労状況は、「フルタイムで就労」の割合が62.2%と最も多く、次いで「フルタイム以外で就労」が32.9%となっています。

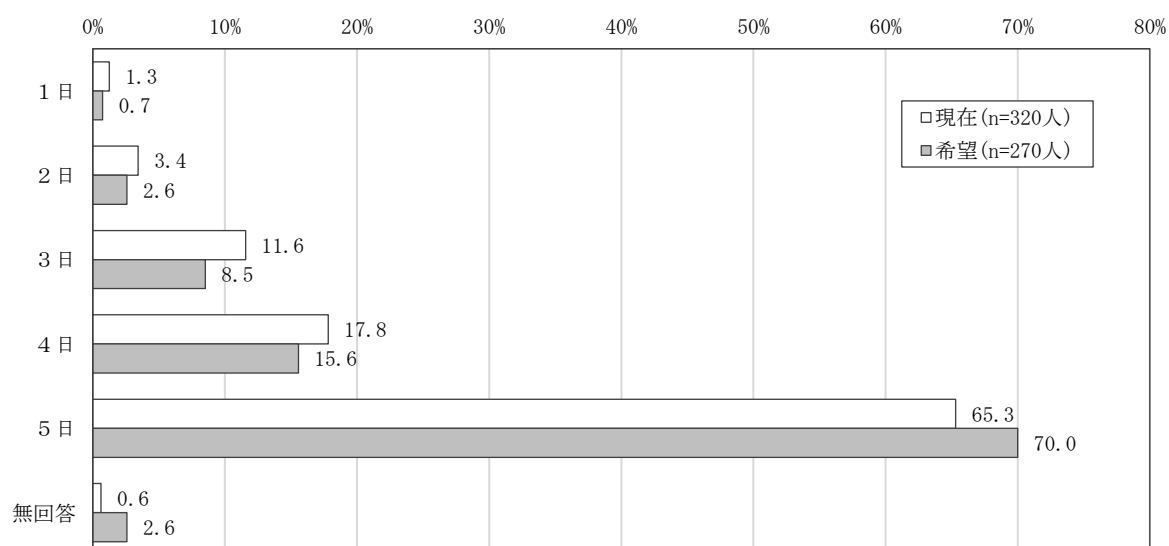
「父親」の就労状況は、「フルタイムで就労」の割合が78.5%と最も多く、「フルタイム以外で就労」は0.9%となっています。



②留守家庭児童指導室の利用状況と利用希望

留守家庭児童指導室の平日の利用日数については、現在と希望はともに週に5日が最も多くなっていますが、利用希望は70.0%と利用状況より4.7%多くなっています。

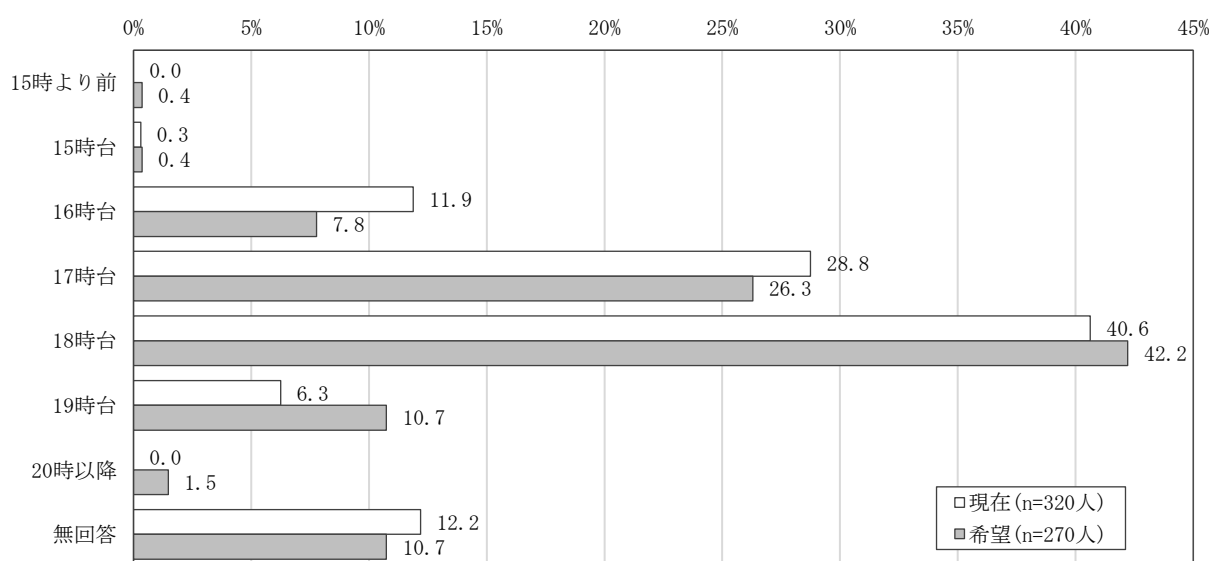
【平日の利用日数】



平日の終了時間については、現在と希望はともに 18 時台が 40%以上と最も多くなっていますが、希望する人が現在より 1.6%多くなっており、19 時台では希望する人が 10.7%と現在より 4.4%多くなっています。また、20 時以降を希望する人も 1.5%となっています。

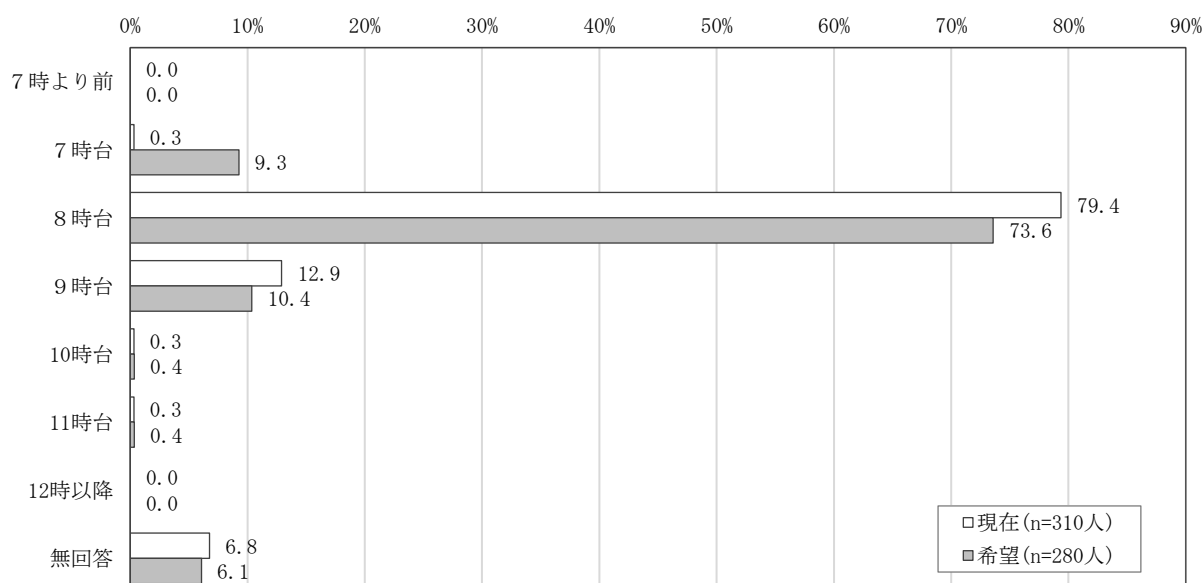
一方、16 時台と 17 時台では、希望する人より現在の方が多くなっており、それぞれ 4.1%、2.5%多くなっています。

【平日の終了時間】



長期休暇期間中の開始時間については、現在は8時台が 79.4%と最も多く、次いで9時台が 12.9%となっていますが、希望する人はそれぞれ 5.8%、2.5%少なく、7時台を希望する人が 9.3%となっています。

【長期休暇期間中の開始時間】





第3章 蕨市子ども・子育て支援事業 計画の評価



第3章 蕨市子ども・子育て支援事業計画の評価

平成 27 年3月に策定した「蕨市子ども・子育て支援事業計画（以下、第1期計画）」では、「子どもたちの未来輝く、日本一のコンパクトシティ蕨」を基本理念とし、「安心して子どもを生み育てることができるまち」、「ひとりひとりの子どもたちが健やかに育つことができるまち」、「地域ぐるみで子育てを応援するまち」の3つの基本方針のもと、6つの基本目標を掲げ、平成 27 年度から令和元年度までの5年間の計画期間中、子育て家庭への支援と子どもたちの将来を見据えた、子ども・子育て施策を展開してきました。

本章では、第1期計画で実施した事業について、分析と評価を行います。

1. 教育・保育施設

（1）幼稚園・認定こども園（1号および2号認定 3歳児～5歳児）

市内の幼稚園については、平成 31 年度現在、私立幼稚園3園となっていますが、市域の狭い本市では、5割を超える児童が市外の幼稚園に通っています。実績値（利用者数）については、見込み量を大きく下回るとともに減少傾向にあります。アンケート調査の結果では幼稚園希望者が利用実績よりも多く、保育園の3歳児の壁※の改善には預かり保育を実施する幼稚園の活用が有効であることから、2号認定こどもの幼稚園利用の促進を図っていくことが重要です。

（単位：人）

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①第1期計画 見込み量	1,007	1,006	993	989	979
②実績値 (利用者数)	913	983	837	828	832
②－①	-94	-23	-156	-161	-147

※実績値については、各年5月1日現在

※ 3歳児の壁：2歳児の確保量（認可定員）が、3歳児の確保量（認可定員）を上回ることから、3歳児での新規入園及び小規模保育園から認可保育園への転園が困難であることをいう。

(2) 保育園など

保育園については、第1期計画期間内において、認可保育園6園および小規模保育園 12園を開園し、平成31年度現在の施設数は、認可保育園 13園（公立5園、私立8園）、小規模保育園 12園の計 25園となっています。利用定員は認可保育園 1,168人、小規模保育園 205人の計 1,373人となっています。

① 保育園など（2号認定 3歳児～5歳児）

3歳児～5歳児については、実績値（利用申込者数）が確保量と同数もしくは下回っていますが、3歳児は、実績値（利用申込者数）が確保量を上回っており、小規模保育園から認可保育園に転園できない3歳児を小規模保育園において特例で保育しています。

（単位：人）

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
第1期計画 確保方策	保育園	619	692	728	728	728
①確保量	保育園	595	692	728	728	728
②実績値 (利用申込者数)	保育園	542	596	660	723	728
②－①	保育園	-53	-96	-68	-5	0

※実績値については、各年4月1日現在

（単位：人）

うち3歳児		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①確保量	保育園	165	197	209	209	209
②実績値 (利用申込者数)	保育園	193	211	225	256	254
②－①	保育園	28	14	16	47	45

※実績値については、各年4月1日現在

② 保育園など（3号認定 0歳児～2歳児）

0歳児～2歳児については、1・2歳児の利用申込者数の増加が非常に大きく、平成28年度以外の実績値（利用申込者数）が確保量を上回っている状況です。しかしながら、小規模保育園（地域型保育）の整備で確保量を増加すると、3歳児の壁の問題が生じることから、他の方策を検討する必要があります。なお、平成30年度、31年度の0歳児の利用申込者数の減少は保育予約制によるものと考えられます。

（単位：人）

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
第1期計画 確保方策	保育園	369	416	440	440	440
	地域型保育	0	126	141	179	179
	合計	369	542	581	619	619
①確保量	保育園	353	416	440	440	440
	地域型保育	0	126	131	188	205
	合計	353	542	571	628	645
②実績値 (利用申込者数)	0～2歳児	481	540	615	649	692
②－①		128	-2	44	21	47

※実績値については、各年4月1日現在

（単位：人）

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
第1期計画 確保方策	0歳児	63	99	108	120	120
	1・2歳児	306	443	473	499	499
	合計	369	542	581	619	619
①確保量	0歳児	63	99	102	113	116
	1・2歳児	290	443	469	515	529
	合計	353	542	571	628	645
②実績値 (利用申込者数)	0歳児	101	91	105	92	88
	1・2歳児	380	449	510	557	604
	合計	481	540	615	649	692
②－①		128	-2	44	21	47

※実績値については、各年4月1日現在

2. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

利用者支援事業については、これまで、児童福祉課において特定型を実施していましたが、平成30年4月より、同課に基本型の「保育・子育てコンシェルジュ」を配置し、令和元年6月には、保健センターにおいて母子保健型の「子育て世代包括支援センター事業」を開始しました。これにより、第1期計画での見込み量を上回る実績となりました。

(単位：か所)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①第1期計画見込み量	1	1	1	1	1
②実績値 (実施事業数)	1	1	1	2	3
②－①	0	0	0	1	2

※実績値については、各年度の実施事業数

(2) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点については、平成31年4月1日現在時点で地域子育て支援センターを3か所設置しています。くるみ保育園が隣接する交流プラザさくら内で実施している「バンビー」については、利用人数が多いのですが、みどり保育園内の「こっこぴよ」、たんぽぽ保育園内の「プチプチ」については、利用人数が少なく、3か所の合計実績値は第1期計画での見込み量を大きく下回っています。今後は、市民への周知とともに、利用促進方を検討していく必要があります。

(単位：人)

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①第1期計画見込み量		22,824	22,620	22,512	22,344	22,176
②実績値 (利用者数)	こっこぴよ	450	568	411	227	—
	プチプチ	708	617	403	396	—
	バンビー	1,861	1,697	2,368	2,489	—
	合計	3,019	2,882	3,182	3,112	—
②－①		-19,805	-19,738	-19,330	-19,232	—

※実績値については、各年度の延べ利用者数

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施しました。実績値は、年々見込み量を上回ってきています。

(単位：人)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①第1期計画見込み量	551	547	543	539	537
②実績値	551	672	675	713	—
②－①	0	125	132	174	—

※実績値については、各年度の利用者数

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行いました。実績値は、年々見込み量を上回ってきていましたが、平成30年度は減少に転じ、見込み量を下回りました。

(単位：人)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①第1期計画見込み量	556	551	547	543	539
②実績値	578	609	571	503	—
②－①	22	58	24	-40	—

※実績値については、各年度の利用者数

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業であり、実績値が見込み量を上回っています。

(単位：人)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①第1期計画見込み量	67	66	66	65	65
②実績値	88	208	89	81	—
②－①	21	142	23	16	—

※実績値については、各年度の延べ利用者数

(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

本市では、蕨市社会福祉協議会に委託し、ファミリー・サポート・センター事業を実施しています。両方会員を加えた依頼会員数については、年々増加していますが、両方会員を加えた提供会員数は横ばいが続いており、提供会員の確保が課題となっています。

(単位：人)

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①第1期計画見込み量		550	550	550	550	550
②実績値	依頼会員数	421	464	478	477	—
	提供会員数	110	106	112	115	—
	両方会員数	103	104	94	97	—
	活動実績	2,267	2,274	2,394	1,826	—
②活動実績－①		1,717	1,724	1,844	1,276	—

※会員数の実績値については、各年度末の登録者数

※活動実績については、各年度の延べ活動件数

(7) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、公立保育園4園において一時的保育事業を行いました。実績値は見込み量を下回りました。

(単位：人)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①第1期計画見込み量	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
②実績値	1,797	2,188	2,396	2,239	—
②－①	-703	-312	-104	-261	—

※実績値については、各年度の延べ利用者数



(8) 病児・病後児保育事業

本市では、子育て援助活動事業（病児・緊急対応型強化事業）として、特定非営利活動法人病児保育を作る会に委託し、緊急サポート事業を実施してきました。平成31年4月には、小規模保育園併設の病児保育室「にじのへや」を開設し、病児・病後児保育事業を委託しています。緊急サポート事業については、利用者が減少し、利用実績が見込み量を下回っていますが、病児・病後児保育事業を合わせた実績は今後増加するものと見込んでいます。

【子育て援助活動事業（病児・緊急対応型強化事業）】

(単位：人)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①第1期計画見込み量	350	368	386	405	425
②実績値（利用者数）	120	77	96	38	—
②－①	-230	-291	-290	-367	—

※実績値については、各年度の延べ利用者数

【病児・病後児保育事業】

(単位：人)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①第1期計画見込み量	—	—	—	—	—
②実績値（利用者数）	—	—	—	—	159
②－①	—	—	—	—	—

※平成31年度の実績値については、4月～9月までの延べ利用者数



(9) 放課後児童健全育成事業

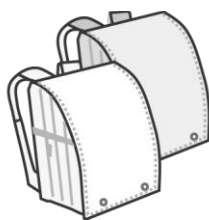
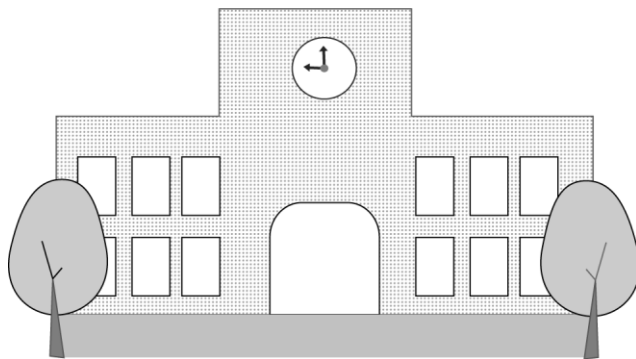
留守家庭児童指導室については、第1期計画期間内において、公設民営7室、民設民営1室の計8室を開設してきました。

平成31年度現在の施設数は、公設公営9室、公設民営7室、民設民営1室の計17室となっています。実績値（在室者数）が確保量を上回り、定員を超えて受け入れている指導室も少なくない状況から、確保量の増加を図る必要があります。

(単位：人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
第1期計画確保方策	518	515	675	685	685	
①確保量	365	455	605	605	公設	605
					民設	40
					合計	645
②実績値 (在室者数)	514	569	641	705	公設	703
					民設	29
					合計	732
②－①	149	114	36	100	87	

※実績値については、各年4月1日現在





第4章 計画策定にむけた課題



第4章 計画策定にむけた課題

本市の現状やアンケート調査結果、第1期計画の評価などを踏まえ、以下の課題に対応した計画づくりを推進していきます。

I 安心して子どもを産み育てることができるまち

1. 子育て家庭への幅広い支援

●子育て家庭への幅広い支援に向けた課題

少子化や核家族化、急速な情報化の進行、地域社会の希薄化といった子育て家庭を取り巻く環境の変化により、孤立感や子育ての負担感を感じる親も多く、これまで以上に子育て家庭への多様な支援が求められています。また、妊娠期から出産、子育てまでの切れ目のない支援のために、総合的な取り組みを行っていく必要もあります。本市では、子育て家庭への幅広い支援を推進し、安心して子どもを産み育てられるまちづくりを進めていきます。

- ・孤立育児にならないための親子の交流
- ・子育て世代包括支援センターの利活用
- ・相談支援の充実

●外国人の子どもの増加に伴う課題

本市では、外国人人口が急激に増加しており、平成31年では、0歳児～5歳児の人口に占める外国人割合は約16.3%となっています。こうした現状を踏まえ、市内在住の外国人の子育てを支援するとともに、多文化共生への取り組みを推進します。

- ・日本語の習得支援や多言語対応への支援

2. 安心して働ける子育て支援に向けた課題

●保育需要に応じた保育の確保に向けた課題

女性の社会進出等により共働き家庭は年々増加しており、アンケート調査結果では、幼稚園の預かり保育の利用希望は6.1%、認可保育所は3.2%増加するなど、保育需要が増加しています。留守家庭児童指導室についても、今後の利用希望は小学校低学年（1～3年生）では17.0%、小学校高学年では11.9%増加しています。本市ではこうした状況を踏まえ、増加する保育需要に対応するため、子育て世帯が安心して働くことができる体制の整備に取り組みます。

- ・保育の受け皿の拡充と幼稚園の利用促進
- ・小学生の放課後等の保育の受け皿の拡充

Ⅱ ひとりひとりの子どもたちが健やかに育つことができるまち

3. 子どもの健全な心身の発達の支援

●健全な生活習慣の確立への課題

ライフスタイルの多様化等により、子どもたちの生活習慣の乱れが社会的な問題となっており、子どもの健やかな成長への影響が懸念されています。特に、電子メディアの長時間の使用や乳幼児期からの過度な電子メディア接触が問題となっています。本市では、このような状況から、家庭・学校・地域が連携し、正しい生活リズムや健全な食生活、適切な運動等、基本的な生活習慣の確立を図るとともに、アウトメディアの取り組みを推進していきます。

- ・ 基本的な生活習慣の確立
- ・ 乳幼児期からのアウトメディアの推進

4. 確かな成長を実現する教育と次世代育成

●「生きる力」を育む学校教育の課題

社会の激しい変化に対応するためには、基礎的・基本的な力とともに、変化への対応力や主体的に社会に関わる積極性、新たな価値観を生み出す創造力などを育み、「生きる力」を伸ばすことが求められています。本市では、学校教育において、家庭・学校・地域の協働により、学力の向上や豊かな心の育成、健やかな体の育成に取り組めます。

- ・ 教育内容の充実

●放課後子ども総合プラン推進への課題

すべての小学生が放課後等を安心かつ安全に過ごし、多様な体験および活動を行うことができるよう、放課後子ども総合プランを着実に推進することが重要です。本市では、留守家庭児童指導室と放課後子ども教室を一体的または連携して運営を行います。

- ・ 放課後子ども総合プランの推進

5. 児童虐待や子どもの貧困への対策

●児童虐待の防止に向けた課題

令和元年 6 月に行われた児童福祉法と児童虐待防止法の改正では、親から子どもへの体罰の禁止が明確化され、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化および関係機関の連携強化等が盛り込まれました。本市では、これらの状況を踏まえ、子ども家庭総合支援拠点の整備をはじめとする相談支援体制の強化に取り組めます。

・子ども家庭総合支援拠点の整備

●子どもの貧困への対策の課題

国では、平成 26 年に施行した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」において子どもの貧困対策を総合的に推進することを定めており、埼玉県でも平成 30 年に「こども応援ネットワーク埼玉」を立ち上げ、貧困の連鎖の解消に向けた活動に取り組んでいます。本市では、このような状況を踏まえ、県および市民活動団体等と連携した取り組みを推進していきます。

・子どもの貧困対策に向けた取り組みの周知

Ⅲ 地域ぐるみで子育てを応援するまち

6. 子育て家庭が安全・安心に生活できる環境づくり

●子育て家庭が安全・安心に生活できる環境づくりへの課題

本市では、平成 19 年に「蕨市安全安心まちづくり条例」を施行するとともに、平成 22 年に策定した防犯計画を5年ごとに見直しながら、地域ぐるみによる防犯まちづくりに取り組んだことで、犯罪率が大幅に減少するなど一定の効果がみられています。こうした状況を踏まえ、引き続き子どもたちが安全・安心に生活できるまちづくりに取り組めます。

・地域ぐるみでの防災・防犯・交通安全への取り組み

7. 子どもたちの健やかな成長を促す地域力の向上

●地域における子どもの健全育成と子育て支援活動への課題

本市では、各地区コミュニティ委員会や町会、子ども会育成会等などの地域活動が活発であり、子どもの健全育成においても大きな役割を果たしてきました。また、子育て支援を行う市民活動も盛んであり、公民館や児童館等を拠点として様々な活動が展開されています。このような状況から、引き続き、地域コミュニティの活性化に取り組むとともに協働のまちづくりを進めていきます。

・子どもの健全育成
・子育て支援等に関する協働のまちづくりの推進

《参考》わらび子ども宣言（平成 21 年 7 月 25 日制定）

蕨市の子どもたちが、豊かな心を育み、社会に誇れる人格を形成することはすべての市民の願いです。そこで、蕨市市制施行 50 周年記念にあたり、蕨における近代教育の礎を築いた先人の教え等を基盤とし、未来ある蕨市の子ども像の実現に向けた、青少年健全育成の指針として「わらび子ども宣言」を制定しました。わらび子ども宣言は、子どもの立場からは、「このような蕨の子どもになります」という宣言ですが、同時にまた、大人の立場からは「このような蕨の子どもに育ってほしい」という宣言でもあります。

～ わらび子ども宣言 ～

1. 人に優しく 相手の気持ちを大切にします
2. ありがとう 感謝の気持ちを大切にします
3. 自分からすすんであいさつします
4. 将来のためにすすんで学びます
5. みんなと仲良くし 友だちの輪を広げます
6. 命を大切にし 心も体もたくましくなります
7. わらびの未来を私たちがつくります



第5章 計画の基本理念と基本的な考え方



第5章 計画の基本理念と基本的な考え方

1. 基本理念

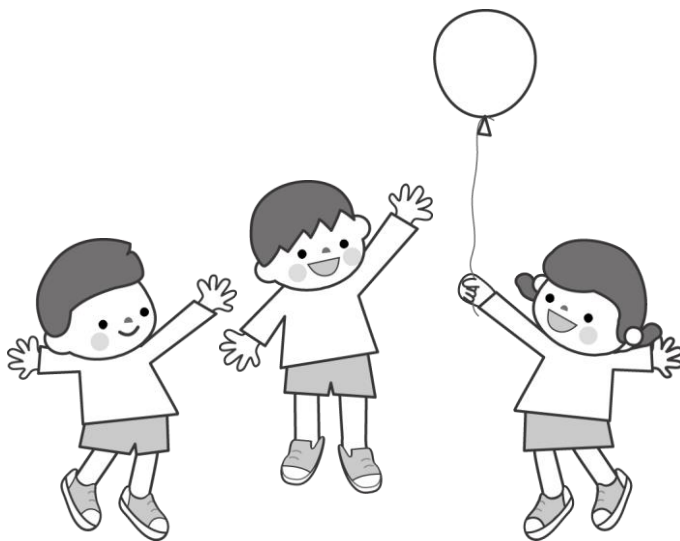
本計画が、本市におけるすべての子育て家庭を支援し、子どもの健全な成長の支えとなることを目指し、計画の基本理念を次のとおりとします。

～ 基 本 理 念 ～

**すべての子どもたちの笑顔と未来が輝く、
日本一のコンパクトシティ蕨**

日本一の小さな市域のなかで、蕨市がこれまで長年育んできた、お互いが助け合うあたたかいコミュニティを、これからの子ども・子育てに積極的に活かします。

本市では、子どもたちの笑顔と明るい未来が輝くまちを目指し、それぞれの施策の推進に取り組めます。



2. 基本方針

本市における現状と課題を踏まえ、基本理念の実現に向け、第1期計画における「基本方針」を受け継ぎ、以下の3つの基本方針を掲げます。

基本方針Ⅰ

安心して子どもを産み育てることができるまち

核家族化の進行、地域社会の希薄化、女性の社会進出による共働き家庭の増加等、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、子育てする親の負担感や不安感を取り除き、子育てに対する安心感を提供するため、子育て家庭の交流や相談支援を一層充実させるとともに、妊娠期から出産、子育てまでの切れ目のない支援や保育の受け皿の拡大、保育の質を支える仕組みづくりなど、子育てを支援する体制づくりを進めます。

基本方針Ⅱ

ひとりひとりの子どもたちが健やかに育つことができるまち

ライフスタイルの多様化や急速な情報化等、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、子どもたちの基本的な生活習慣の確立や「生きる力」を育む教育の推進を図るとともに、児童虐待の防止、子どもの貧困対策など、家庭、学校、地域が一体となって子どもたちの健やかな成長を支援することで、次代を担う「わらびっ子」の健全な育成を心と体の両面から支援します。

基本方針Ⅲ

地域ぐるみで子育てを応援するまち

子どもが地域社会の中で守られ、同時にその一員として尊重される社会を築くために、事故や事件、犯罪等を未然に防ぐ、安全で安心な地域社会づくりを目指すとともに、蕨がこれまで培ってきた優れた地域力を活かして、地域ぐるみで子育てを応援し、子育てしたいと思えるまちづくりを進めます。

3. 基本目標

本計画では、先に示した基本方針に従い、以下に示す7つの基本目標を掲げ、各施策を推進していきます。

基本目標1 子育て家庭への幅広い支援

子どもを育てる親の孤立を防ぎ、不安感を取り除くため、交流の場の提供や相談支援、妊娠期から出産、子育てまでの切れ目のない支援に取り組むとともに、多様なニーズを踏まえた幅広い子育て支援サービスの充実を図ります。

基本目標2 安心して働ける子育て支援

女性の社会進出が進み、共働き家庭が増加する中で、子育てと仕事を両立し、安心して働くことができる社会の実現のため、保育需要に応じた保育の確保や保育の質の向上を図ります。

基本目標3 子どもの健全な心身の発達の支援

すべての子どもたちの健全な心身の発達のために、子どもたちの健康の保持・増進や基本的な生活習慣の確立、アウトメディア等の取り組みを幅広く展開するとともに、障害を持つ子どもへの支援に取り組みます。

基本目標4 確かな成長を実現する教育と次世代育成

学校、家庭、地域の連携・協力のもと、子どもの「生きる力」を育むため、確かな成長と自立を支援する学校教育等を推進し、社会を支える人材育成に取り組みます。

基本目標5 児童虐待や子どもの貧困への対策

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、児童虐待防止対策や子どもの貧困対策について、行政や関係機関が地域等との連携を図りながら取り組みます。

基本目標6 子育て家庭が安全・安心に生活できる環境づくり

子育て家庭にやさしいバリアフリーのまちづくりを進めるとともに、地域ぐるみでの防犯対策、交通安全対策等、子育て家庭が安全に安心して暮らせる生活環境の整備に引き続き取り組みます。

基本目標7 子どもの健やかな成長を促す地域力の向上

未来を担う子どもたちの健やかな成長を促進するため、地域全体で子育て支援や子どもの健全育成に取り組みます。

4. 計画の体系

基本理念を踏まえるとともに、「蕨市子ども・子育て支援事業計画（第1期計画）」をもとに設定した基本方針および基本目標ごとの主要施策を体系図で示しました。

また、第7章に基本目標を基にした具体的な個別施策を展開します。

【基本理念】

【基本方針】

すべての子どもたちの笑顔と未来が輝く、
日本一のコンパクトシティ蕨

I 安心して子どもを産み育てることができるまち

基本目標 1. 子育て家庭への幅広い支援

施策

- (1) 妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援
- (2) 子育てに関する学習機会の提供・交流の促進
- (3) 子育てに関する相談・情報提供の充実
- (4) 子育て支援サービスの提供
- (5) 子育て家庭の経済的支援

基本目標 2. 安心して働ける子育て支援

施策

- (1) 定期的な保育サービスなど
- (2) ワーク・ライフ・バランスの推進

II ひとりひとりの子どもたちが健やかに育つことができるまち

基本目標 3. 子どもの健全な心身の発達の支援

施策

- (1) 子どもの健康の保持・増進
- (2) 基本的な生活習慣等の確立
- (3) 障害のある子どもへの支援

基本目標 4. 確かな成長を実現する教育と次世代育成

施策

- (1) 「生きる力」を育む学校教育の推進・充実
- (2) 学校外における教育の推進と次世代育成

基本目標 5. 児童虐待や子どもの貧困への対策

施策

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 子どもの貧困への対策

III 地域ぐるみで子育てを応援するまち

基本目標 6. 子育て家庭が安全・安心に生活できる環境づくり

施策

- (1) 地域ぐるみでの安全・安心なまちづくり
- (2) 安心して外出できる環境の整備

基本目標 7. 子どもの健やかな成長を促す地域力の向上

施策

- (1) 地域における子育て支援活動
- (2) 地域で取り組む子どもの健全育成
- (3) 男女が共同して子育てに取り組める意識の醸成



第6章 子ども・子育て支援法に係る 量の見込みと提供体制、確保の方策



第6章 子ども・子育て支援法に係る量の見込みと提供体制、確保の方策

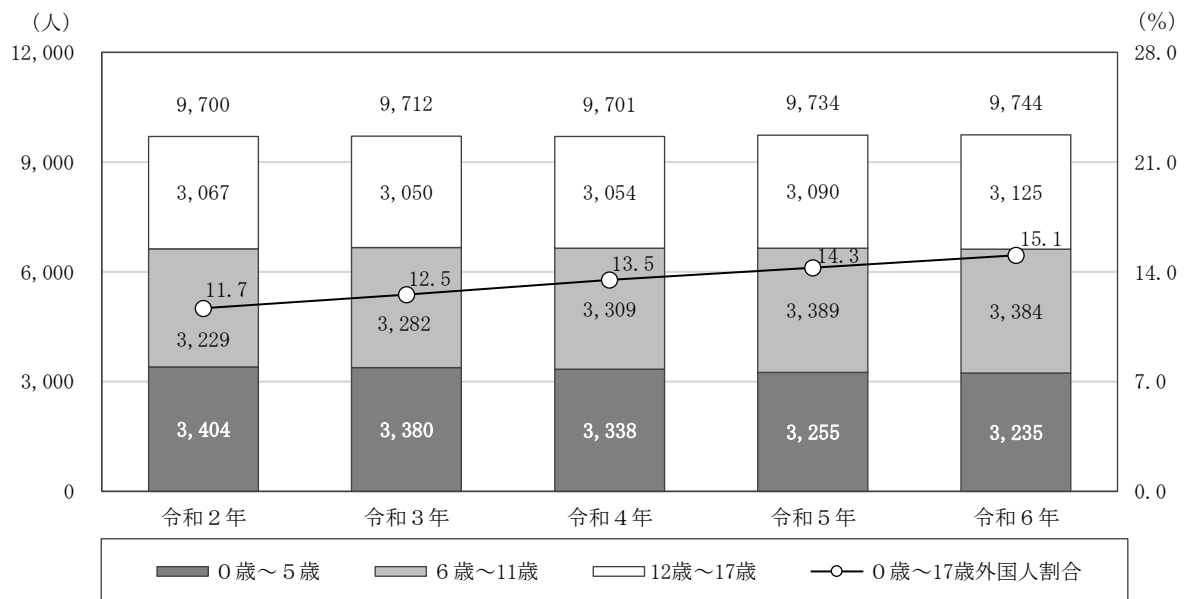
1. 将来の子ども人口

蕨市では、近年、外国人人口の急激な増加が見られるため、市全体の将来人口を推計するに当たって、外国人人口の増加を考慮した推計を行いました。

推計に当たっては、平成24年から平成31年の蕨市人口（住民基本台帳）を用い、日本人と外国人とを以下に示す別々の方法で将来人口を推計し、合計値を用いました。

- 日本人については、コーホート変化率法を用いて将来人口を推計。
- 外国人については、平成24年から平成31年の増減人数（平均値）を、令和2年以降の年ごと増減人口と設定して将来人口を推計。
- 外国人0歳児の推計方法

平均出生数（平成24年～平成31年）を令和2年以降の各年に適用



(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳～5歳	3,404	3,380	3,338	3,255	3,235
6歳～11歳	3,229	3,282	3,309	3,389	3,384
12歳～17歳	3,067	3,050	3,054	3,090	3,125

2. 教育・保育事業等の提供区域の考え方

市域が 5.11 ㎢ と小さな本市では、「市全体」を一区域とする設定としました。

3. 計画の推進方策

幼稚園、認定こども園、保育園、地域型保育事業および地域子ども・子育て支援事業の利用状況および利用希望から、今後の 「量の見込み」とそれに対応した「確保方策」を設定します。

（１）教育・保育施設の充実

- ①幼稚園・認定こども園（教育部分）（１号及び２号認定、３歳児～５歳児）
- ②保育園、認定こども園（保育部分）（２号認定、３歳児～５歳児）
- ③保育園、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業（３号認定、０歳児～２歳児）

（２）地域子ども・子育て支援事業（13事業）の推進

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応型強化事業）
- ⑪放課後児童健全育成事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(1) 教育・保育施設の充実

子育てと仕事の両立を支援するため、保育園等を整備します。また、幼稚園、認可保育園、認定こども園等の教育・保育施設の充実を図り、質の高い教育・保育を提供します。

①幼稚園・認定こども園（教育部分）（1号及び2号認定、3歳児～5歳児）

幼稚園などの教育の利用を希望する3歳児から就学前の児童に対して、幼稚園などの施設の必要量を確保します。

(単位：人)

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	1号認定	703	693	654	626	626
	2号認定 (教育希望)	192	189	179	172	171
確保方策		895	882	833	798	797

②保育園、認定こども園（保育部分）（2号認定、3歳児～5歳児）

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする3歳児から小学校就学前までの児童を保育する認可保育園等の整備を図ります。

(単位：人)

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	保育園	771	777	751	735	750
確保方策	保育園	797	863	863	863	863

③保育園、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業（3号認定、0歳児～2歳児）

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする0歳児から2歳児までの児童を保育する認可保育園、地域型保育事業等の整備を図ります。

(単位：人)

		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度	
		0歳	1、2歳	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳
量の見込み		96	637	95	656	94	660	93	646	92	617
	合計	733		751		754		739		709	
確保方策	保育園	81	387	81	426	81	426	81	426	81	426
	地域型保育	47	196	47	234	47	234	47	234	47	234
	合計	711		788		788		788		788	

(2) 地域子ども・子育て支援事業（13事業）の推進

①利用者支援事業

教育・保育施設の利用に関する相談や子育て支援事業等の情報提供、妊娠から出産、子育て期まで切れ目ない支援を行う利用者支援事業については、児童福祉課で基本型の「保育・子育てコンシェルジュ」および特定型を実施し、保健センターにおいて母子保健型の「子育て世代包括支援センター事業」を実施します。

(単位：か所)

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の 見込み	基本型・ 特定型	2	2	2	2	2
	母子 保健型	1	1	1	1	1
確保方策	基本型・ 特定型	2	2	2	2	2
	母子 保健型	1	1	1	1	1

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児親子の交流、子育てについての相談や情報提供、子育て講座等を行う地域子育て支援拠点事業については、保育園併設型の地域子育て支援拠点として、地域子育て支援センターを設置し、事業を実施します。

(単位：人回、か所)

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の 見込み		2,848	2,851	2,946	2,921	2,891
確保方策		2,848	2,851	2,946	2,921	2,891
		3	3	3	3	3

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

(単位：人)

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の 見込み		651	644	640	634	634
確保方策		651	644	640	634	634

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

(単位：人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	570	567	560	556	550
確保方策	570	567	560	556	550

⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

(単位：人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	131	130	129	128	127
確保方策	131	130	129	128	127

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童に対し、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業：ショートステイ事業）です。

(単位：人日)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動を行う事業であり、本市では、蕨市社会福祉協議会に委託し、ファミリー・サポート・センター事業を実施します。

（単位：人日）

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み		2,255	2,265	2,260	2,259	2,250
確保 方策	子育て援助活動 支援事業 （病児・緊急対応 強化事業を除く）	2,255	2,265	2,260	2,259	2,250

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園、保育園等において、主として昼間に一時的に預かり、必要な保育を行う事業を実施します。

【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】

（単位：人日）

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	1号認定	16,872	16,632	15,696	15,024	15,024
	2号認定	42,624	41,958	39,738	38,184	37,962
確保方策		59,496	58,590	55,434	53,208	52,986

【一時預かり事業（在園児対象型を除く）】

（単位：人日）

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み		2,154	2,138	2,111	2,051	2,041
確保方策		2,154	2,138	2,111	2,051	2,041

⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、利用時間以外の時間に保育を行う事業であり、各保育園等において実施します。

(単位：人)

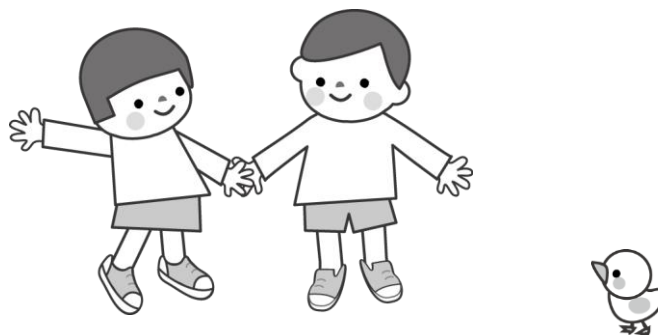
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	696	691	682	665	661
確保方策	696	691	682	665	661

⑩病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

保護者の就労等の事由により、保育を必要とする病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生等を一時的に保育する事業です。本市では、子育て援助活動事業（病児・緊急対応強化事業）として特定非営利活動法人病児保育を作る会に委託し、緊急サポート事業を実施するとともに、小規模保育園併設の病児保育室「にじのへや」へ、病児・病後児保育事業を委託し、実施します。

(単位：人日)

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	量の見込み	404	434	464	493	524
確保方策	病児・病後児保育事業	374	403	432	460	490
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	30	31	32	33	34



⑪放課後児童健全育成事業

保護者が就労等の事由により、放課後等の保育を必要とする小学生に対し、適切な遊びおよび生活の場を与え、児童の健全な育成を図る留守家庭児童指導室の整備を図ります。また国が示す放課後子ども総合プランに基づき、放課後子ども教室との一体的による運営を行っていきます。

【留守家庭児童指導室】

(単位：人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	779	786	788	802	792
1年生	207	213	216	230	203
2年生	217	205	211	214	227
3年生	193	191	180	186	188
4年生	119	131	130	122	126
5年生	40	40	45	44	42
6年生	3	6	6	6	6
確保方策	685	725	765	805	805

【一体型の放課後児童クラブ（留守家庭児童指導室）

および放課後子ども教室の目標事業量】

目標	R6年度
一体型の放課後児童クラブおよび放課後子ども教室	10か所

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の所得状況により、特定教育・保育施設等に支払う日用品等、教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加費、幼稚園に支払う副食費等を助成する事業です。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。事業者が円滑に参入できるよう必要に応じた支援を行っていきます。

4. 教育・保育の一体的提供およびその推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園の普及は、大変重要であると考えています。

本市においても、認定こども園の設置については、既存の幼稚園や保育園を引き続き活用しながら、保護者のニーズを踏まえ、設置希望者に対し適切な助言や支援を行っていきます。

(2) 質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性

①教育・保育施設の役割

就学前の子どもの教育を担う幼稚園および養護と教育を一体的に行う保育所が果たす役割は大変大きく、保護者のニーズに対応した、より質の高い教育・保育を提供していくことが重要となっています。本市では、増大する保育需要に対応するため、民間の力を活用しながら、必要に応じた認可保育園および地域型保育事業を展開します。

②すべての家庭への子育て支援の充実

教育・保育施設の利用の有無にかかわらず、すべての家庭の多様なニーズに対応するため、幅広い子育て支援サービスを展開します。

(3) 各事業間および、関係機関との連携

3歳未満の保育を行う地域型保育事業については、特定教育・保育施設との連携を進め、地域型保育事業における適切な保育が実施されるよう支援していきます。

また、市内の幼稚園・保育園等と小学校の交流・連携を深めることにより、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図ります。

さらに、小学校と留守家庭児童指導室の連携や地域の子育て支援を行う関係機関、関係団体等との連携・協働を推進します。

5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、施設・事業者の事務負担への配慮や保護者に対する適時適切な情報提供を行うなどして施設等利用給付を円滑に行います。

蕨市アウトメディア宣言

子どもたちの成長に電子メディアが多大な影響をあたえていることが深刻化しており、そのかわり方が問題となっています。そこで、電子メディアへの接触時間を減らし、未来をになう子どもたちの健やかな成長のために、蕨市として「アウトメディア宣言」を制定しその取り組みを広げます。

- 一、乳幼児期は、特に、電子メディアとの接触をひかえましょう。
- 一、食事の時は、テレビを消して、家族がふれあう時間にしましょう。
- 一、テレビ、パソコン、ゲーム等の使用は時間をきめましょう。
- 一、子どもに携帯電話を持たせる場合は、ルールをきめましょう。
- 一、アウトメディアで、人間愛にあふれ、こころのふれあう家庭や、地域をつくりましょう。

平成二十三年七月十六日

蕨市アウトメディア推進会議
蕨市・蕨市教育委員会



第7章 子育てに関する総合的な施策の展開



第7章 子育てに関する総合的な施策の展開

基本方針I. 安心して子どもを産み育てることができるまち

基本目標1 子育て家庭への幅広い支援

(1) 妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援

1. 子育て世代包括支援センター事業 【保健センター】

妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目なく支援するため、母子健康手帳交付時から保健師等の専門性を活かした相談支援を行うとともに、保育・子育てコンシェルジュによる子育て支援に係る施設や事業等の情報提供、相談支援を行います。妊産婦、乳幼児等の状況を継続的、包括的に把握することで、児童虐待の防止にも繋げていきます。

2. 母子健康手帳の交付 【保健センター】

妊産婦の健康を保持し、正常な分娩と適切な育児が行われるように、母子健康手帳交付（妊娠届出）時のアンケートにより妊娠中・出産・産後の不安等を把握し、必要な支援を実施します。また助成券（妊婦一般健康診査等）の交付やマタニティキーホルダーの配布を行います。

3. 妊婦健康診査 【保健センター】

妊婦の健康を保持し、正常な分娩が行われるように、妊婦一般健康診査、HIV抗体検査、子宮頸がん検査、超音波検査等を実施します。

4. こんにちは赤ちゃん訪問（新生児・産婦訪問指導） 【保健センター】

訪問指導員等が新生児の家庭を訪問し、育児相談、体重測定および産後の相談、子育て支援に関する情報提供を行います。母子の心身の状況や養育環境等の把握および助言を行うことで、支援が必要な家庭に適切な支援を行います。

5. 母子訪問指導 【保健センター】

妊産婦および発育発達面で相談が必要な子どもや、子育て支援が必要な親子を対象に保健師等が訪問し、必要な保健指導を行います。

6. 母子生活支援施設 【児童福祉課】

配偶者のいない女性またはこれに準ずる事情にある女性およびその女性の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、これらの女性の自立を促進するために、その生活を支援します。

(2) 子育てに関する学習機会の提供・交流の促進

1. 保健センターの講座等 【保健センター】

パパ・ママ講座、食事と遊びの教室、離乳食講習会、プレママ講座、食育に関する講座等を実施し、子育てに関する学習機会を提供します。

2. 児童センター・児童館の講座等 【福祉・児童センター、各児童館】

乳幼児対象の年齢別の交流や、フィットネス等の教室、読み聞かせや遊びの講座等を実施し、子育てに関する学習機会を提供します。また、ママのティータイム等では、悩みや不安を共有できるような親同士の交流の場を提供します。

3. 公民館の子育て講座等 【各公民館】

家庭教育学級を各公民館で実施し、子育てに関する学習機会を提供します。また、子育てサロン等を実施し、悩みや不安を共有できるような親同士の交流の場を提供します。

4. 地域子育て支援センター事業 【児童福祉課】

乳幼児親子の交流や子育て相談、子育て講座を乳幼児親子が気軽に集える地域子育て支援センターで実施します。

5. エンジョイママクラブ 【保健センター】

生後3か月以上の育児不安をもつ親子を対象にして、不安を軽減させ自信をもって子育てができるように、孤立しがちな母親同士のグループづくりを支援します。

(3) 子育てに関する相談・情報提供の充実

1. 子育て世代包括支援センター事業（再掲） 【保健センター】

2. 地域子育て支援センター事業（再掲） 【児童福祉課】

3. 保育・子育てコンシェルジュ 【児童福祉課】

利用者支援事業の基本型として、児童福祉課に保育・子育てコンシェルジュを配置し、保育園等の入園に関する相談や子育て支援事業の提供について、きめ細やかに対応します。

4. 家庭児童相談室・ふれあい相談 【児童福祉課】

親子関係や子どもに関する悩みや不安、児童虐待などの相談を行います。また、家庭児童相談室のPRも兼ね、気軽に子育てに関して相談をしてもらえるよう、各児童館に出向いて「ふれあい相談」を実施します。

5. 電話健康相談 【保健センター】

電話による保健師と栄養士の健康に関する相談（週2回火・木の午前中）を行います。

6. 教育センター 【学校教育課】

学業、生活や不登校についての相談を受けるとともに、教育センターを中心に、各中学校のさわやか相談室、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、児童・生徒の自立、集団生活への適応を高め、学校復帰、学習不安の解消を図ります。

7. 子どもの障害等に関する相談 【福祉総務課】

障害のあるまたは可能性のある子どもについての相談を実施し、各種福祉サービス等について案内します。

8. 女性の心と生き方相談 【市民活動推進室】

家族、子育て、介護、仕事、自分の生き方等、女性の心の悩みについて、女性のフェミニストカウンセラーによる相談を行います。

9. 配偶者暴力相談支援センター 【市民活動推進室】

女性相談員による配偶者等からの暴力（DV）の相談を実施し、被害者の支援のほかDV防止や早期発見対応を行います。

10. 子育て支援情報等の提供 【秘書広報課】

子育て支援情報や子ども・子育て支援の催しなどの情報を掲載した広報紙、ケーブルテレビおよび市ホームページ等の充実を図ります。

11. 子育て情報誌の発行 【児童福祉課】

妊娠、出産、育児、相談、教育など子育てに関するあらゆる情報を掲載した子育て情報誌を発行し、子育て情報を分かりやすく提供します。

12. 公共施設における子育て情報の提供

【福祉・児童センター、各児童館、各公民館、市民活動推進室】

福祉・児童センターや児童館、公民館において、親子または子どもが参加できる講座やイベント等の情報提供を行います。また、わらびネットワークステーションでは、子育て関係の市民活動団体情報をはじめ、市内の子育て関連情報を提供します。

(4) 子育て支援サービスの提供

1. 一時的保育事業 【児童福祉課】

保護者の就労や傷病、出産、冠婚葬祭、または、育児疲れ等からのリフレッシュなどを行うため、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、市内4か所の公立保育園で保育する一時的保育事業を実施します。

2. ファミリー・サポート・センター事業 【児童福祉課】

「子育ての援助を受けたい人」と「子育ての援助を行いたい人」が会員になり、育児の援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を、蕨市社会福祉協議会に委託して実施します。

3. 緊急サポート事業 【児童福祉課】

「子育ての援助を受けたい人」と「子育ての援助を行いたい人」が会員になり、風邪や発熱などの病気の子どもの預かりや宿泊を伴う預かり、その他緊急時の預かりなどの援助を行う緊急サポート事業を、特定非営利活動法人病児保育を作る会に委託して実施します。

(5) 子育て家庭の経済的支援

1. 児童手当給付事業 【児童福祉課】

児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成および資質の向上に資することを目的に実施します。

2. こども医療費支給事業 【児童福祉課】

子どもの健康増進や子育ての環境を整えるために、中学校修了前の子どもにかかる医療費の保険診療の自己負担分を助成します。なお、自己負担の大きい入院の対象年齢については、今後、高校卒業となる18歳年度末までの拡大を目指します。

3. 出産育児一時金 【医療保険課】

蕨市国民健康保険被保険者が出産した時は、その世帯の世帯主に対し、出産育児一時金を支給します。また、一時金の直接支払制度に対応していない医療機関で出産する場合に、出産資金が借りられる出産費資金貸付制度も併せて実施します。

4. 三世代ふれあい家族住宅取得支援事業 【建築課】

子育て中の子ども世帯が親世帯と同居または近居するために住宅を取得しようとする場合、住宅取得に係る費用の一部を補助します。三世代ふれあい家族住宅取得支援事業は、子育て中の子ども世帯と親世帯がふれあい、助け合いながら暮らせる安全安心な住環境の形成を目的の一つとしています。

5. 幼児教育・保育の無償化 【児童福祉課・学校教育課・福祉総務課】

急速な少子化進行への総合的な対策と生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するために、子育て世代の教育・保育にかかる経済的負担を軽減します。なお、無償化の対象外となる幼児教育類似施設については、国の動向を注視しながら、蕨市私立幼児教育類似施設在園児補助金の継続を判断していきます。

6. 就学援助制度 【学校教育課】

経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に、学用品費、給食費など就学費用の一部を助成します。

7. 入園・入学資金、奨学金貸付事業 【教育総務課】

子どもたちが等しく教育を受ける機会を得られるよう、私立幼稚園の入園、高等学校および大学等の入学に必要な費用の支払いが困難な人に対し、蕨市入園・入学資金貸付制度を実施します。また、有能な人材を育成することを目的に、経済的な理由により、高等学校および大学などへの就学が困難な人に対し、蕨市奨学金制度を実施します。

8. ひとり親家庭等に対する経済的支援事業 【児童福祉課】

ひとり親家庭等医療費支給事業、ひとり親世帯民間賃貸住宅家賃助成、ひとり親世帯民間賃貸住宅入居保証料制度、ひとり親家庭自立支援事業、交通事故および不慮の災害による遺児扶養年金、児童扶養手当、母子および父子並びに寡婦福祉資金貸付等により、ひとり親家庭などの生活の安定と自立を支援します。

9. 母子厚生保障年金 【児童福祉課】

配偶者と死別した女性で、義務教育修了前の児童を扶養している方に給付を行い、その経済的自立の助長と母子の健康の増進を図ります。

10. 特別児童扶養手当 【児童福祉課】

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を監護する父母または養育者に手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。

11. 障害のある子どもに対する経済的支援事業 【福祉総務課】

福祉タクシー利用料金助成事業、福祉自動車燃料助成事業、補装具・日常生活用具給付事業等により、障害のある子どもを持つ親や家族の経済的負担の軽減を図ります。

12. 未熟児養育医療費給付制度 【保健センター】

身体の発育が未熟なまま出生した乳児に対して、入院治療費の保険診療分を負担する制度で、経済的な負担の軽減を図り、子どもの健康増進につなげます。

13. 助産施設入所事業 【児童福祉課】

経済的な理由等で病産院または助産所に入院できない妊産婦の方を入所させて、助産を受けさせることを目的とし実施します。

基本目標 2 安心して働ける子育て支援

(1) 定期的な保育サービスなど

1. 保育園・地域型保育事業 【児童福祉課】

保護者の就労や傷病等により、家庭において保育することができない未就学児童について、保育園および小規模保育園等での保育を実施します。また、利用申込者の増加により生じている待機児童を解消するため、民間活力の活用による認可保育園を中心とした整備を進めていきます。

2. 延長保育事業 【児童福祉課】

保護者の就労形態の多様化等による保育ニーズに対応するため、各保育園において延長保育事業を実施します。

3. 放課後児童クラブ（留守家庭児童指導室）事業 【児童福祉課】

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童を対象に、放課後等に小学校施設内や公共施設、民間施設の留守家庭児童指導室において、適正な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

対象年齢の拡大や利用希望者の増加に伴い、今後も民間活力の活用による整備を進めるとともに、利用者のニーズに合わせ、学校休業日の保育時間の拡大を図っていきます。また、国が示す放課後子ども総合プランに基づき、教育委員会と福祉部局が連携を図りながら、放課後子ども教室との一体的、連携による運営を行います。

4. 病児・病後児保育事業 【児童福祉課】

保護者の勤務の都合等により家庭で保育できない病気または病気の回復期の児童を、施設で看護師、保育士が一時的に預かる病児・病後児保育事業を、小規模保育事業を実施する事業者へ委託して実施します。

5. ファミリー・サポート・センター事業（再掲） 【児童福祉課】

6. 緊急サポート事業（再掲） 【児童福祉課】

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

1. ワーク・ライフ・バランス推進事業 【市民活動推進室】

家庭生活と職業生活を両立しながら男女がともに子育て等に取り組めるよう、啓発を行っています。

2. 多様な就業等促進への支援 【商工生活室】

保護者の仕事に関する多様なニーズに応えるため、パートタイムや派遣労働などについては、労働セミナーの実施や相談先の紹介等を行うとともに、国や県の支援事業もPRしながら支援を行います。

3. ポジティブアクションの普及 【商工生活室】

男女がともに対等な職業生活が送れるよう、職場において一人ひとりが職場責任を自覚するとともに、募集、採用、配置、昇進などにおける事実上の格差をなくすなど、職場慣行の見直しを行い、改善するため、ポジティブアクション制度の普及・啓発に努めます。

4. 男女共同参画啓発紙の発行 【市民活動推進室】

ワーク・ライフ・バランスの推進や男女がともに子育てに取り組む意識の醸成のためには、男女共同参画についての認識を深めることが重要であることから、男女共同参画啓発紙「パートナー」を発行し、啓発に努めます。



基本方針II. ひとりひとりの子どもたちが健やかに育つことができるまち

基本目標3 子どもの健全な心身の発達の支援

(1) 子どもの健康の保持・増進

1. 母子健康手帳の交付（再掲） 【保健センター】

2. こんにちは赤ちゃん訪問（新生児・産婦訪問指導）（再掲） 【保健センター】

3. 乳幼児健康診査事業 【保健センター】

4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳6か月児健康診査、4歳6か月児健康診査のほか、乳幼児二次健診等を実施し、必要な保健指導や疾病の早期発見を行います。

4. 予防接種事業 【保健センター】

予防接種法に基づき、BCG・ヒブ・小児用肺炎球菌・四種混合・日本脳炎・麻疹風疹混合・水痘・B型肝炎・二種混合ワクチン等の予防接種を実施します。

5. 1歳児相談 【保健センター】

1歳児を対象に幼児期の発育発達の問題や疾病の早期発見、育児上の問題の有無の把握を行い、適切な指導および支援を行います。

6. 1歳6か月児フッ化物塗布事業 【保健センター】

乳幼児のむし歯予防を進めるため、1歳6か月児健診時に希望者に対し、歯科衛生士がフッ化物塗布を実施します。また、歯科保健に関する普及啓発を行い、口腔衛生のさらなる向上を目指します。

7. 歯ッピーわらび 【保健センター】

口腔衛生の向上を目的に、妊婦や乳幼児から高齢者までを対象に、蕨戸田歯科医師会が中心となり、歯科保健の普及・啓発を図り、歯の健康づくりを推進します。

8. すくすくクラブ、でんでん虫クラブ、親子教室、のびのび教室 【保健センター】

すくすくクラブ、でんでん虫クラブ、親子教室、のびのび教室等を保健センター等で実施し、子どもの成長発達および育児に対して継続的な相談や支援を行います。

9. こども医療費支給事業（再掲） 【児童福祉課】

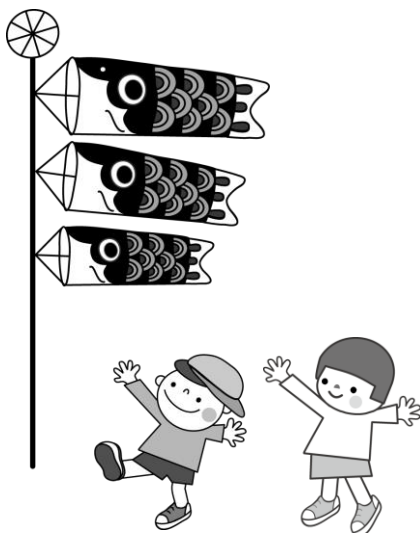
10. 小児救急医療支援 【保健センター】

蕨市・戸田市の2医療機関で実施しています。現在、埼玉県内では第二次救急医療圏の変更を検討中であり、これに伴い医療圏が拡大された場合には、救急医療体制のさらなる充実が図られるよう進めていきます。

11. 休日・平日夜間急患診療所 【保健センター】

小児科一次救急体制の充実を図るため、蕨市・戸田市の休日・平日夜間急患診療所で実施します。

12. 母子訪問指導（再掲） 【保健センター】



(2) 基本的な生活習慣等の確立

1. 早寝早起き朝ごはん運動の推進 【学校教育課】

成長期の子どもに不可欠な基本的な生活習慣が大きく乱れ、学習意欲や体力、気力の低下に繋がっていることが指摘されていることから、「早寝早起き朝ごはん運動」を推進し、子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上を図ります。

2. 食育推進事業 【保健センター、児童福祉課、学校教育課】

生涯にわたる心身の健康を増進するため、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育が重要であることから、家庭、学校、保育所等において、様々な機会を捉えた食育を推進していきます。

3. アウトメディアの推進 【学校教育課】

子どもたちの成長に電子メディアが多大な影響を与え、その関わり方が問題となっていることから、電子メディアへの接触時間を減らし、未来を担う子どもたちの健やかな成長を目指すため、「蕨市アウトメディア宣言」に基づき、学校におけるアウトメディアの取り組みやアウトメディア指導員等による乳幼児親子への啓発を積極的に進めていきます。



(3) 障害のある子どもへの支援

1. 障害児保育 【児童福祉課】

集団保育が可能な障害児を、安全に配慮した保育体制を整えることにより、保育園および留守家庭児童指導室において受け入れ、インクルーシブ教育を推進していきます。

2. 障害児教育 【学校教育課】

小・中学校では、特別支援学級および発達障害・情緒障害通級指導教室や難聴言語通級指導教室を設置し、各学校が連携を図りながら、特別支援教育の充実を図ります。

さらに、蕨市障害児就学支援委員会を開催し、小中学校教員の他、専門機関職員や医師等の各委員が、就学前児童や在籍児童生徒や保護者への適切な支援についての相談体制を構築します。

3. 障害児通所支援 【福祉総務課】

未就学児の日常生活における基本的動作の指導、必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う「児童発達支援」や、就学児を対象に、放課後等において、生活能力向上のための訓練や居場所の提供を行う「放課後等デイサービス」を実施します。また、保育園や幼稚園に出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して集団生活への適応を支援する「保育所等訪問支援」を行っています。

4. ホームヘルプサービス事業 【福祉総務課】

日常生活に支障のある障害児のいる家庭をホームヘルパーが訪問し、家事・介護等のサービスを行います。

5. ショートステイ事業 【福祉総務課】

障害児を一時的に介護できなくなった場合などに、施設に短期間入所するショートステイ事業を実施し、家庭に代わり障害児を支援します。

6. 障害のある子どもに対する経済的支援事業（再掲） 【福祉総務課】

7. 特別児童扶養手当（再掲） 【児童福祉課】

基本目標 4 確かな成長を実現する教育と次世代育成

(1) 「生きる力」を育む学校教育の推進・充実

1. 35人程度学級の実施 【学校教育課】

きめ細やかな教育を行うため、小学校3～6年生について、独自に35人程度学級を実施します。

2. 豊かな心の育成 【学校教育課】

豊かな心の育成を図るため、小・中学校における特別の教科道德の授業等の指導方法の工夫・改善、情報モラル教育、いじめ未然防止ワーキンググループ会議をはじめとしたいじめ撲滅に向けた取り組みなどを行います。また、中学生ワーキングウィーク事業を実施し、中学生の職場体験をとおして、社会性を養うとともに、自立心を育みます。さらに、総合的な学習の時間などをはじめとする様々な教育活動のなかで、福祉活動やボランティア活動などを積極的に取り入れ、豊かな心の育成を図ります。

3. 健やかな体の育成 【学校教育課】

市内10校の体力向上推進委員会を中心に、新体力テストの結果を考察し、それを基に各学校ごとに課題を設定します。また、学校ごとに体力向上奨励種目等を設定したり、児童生徒一人一人の課題に応じた取り組みにより、全市的に児童生徒の総合的な体力向上に努めます。

4. こころとからだの健康増進事業 【学校教育課】

定期健康診断、各種健診（心臓・脊柱側弯・小児生活習慣病予防・結核）を通して健康教育の推進を図るとともに、児童生徒の生活実態調査を実施し、その結果より、健康的に生きていく力を育みます。

5. 図書の団体貸出事業 【市立図書館】

学校教育の場で読書に親しみ、健やかな児童の心を育てるため、小学校7校全クラスに、各40冊の本を学期ごとに貸し出しています。

6. 適応指導教室（日々草学級） 【学校教育課】

学校へ行きたい意思がありながら、なかなか学校に適応できないため登校できないなどの悩みを抱えている児童が通う「適応指導教室」を教育センターで実施します。

7. 日本語特別支援教室 【学校教育課】

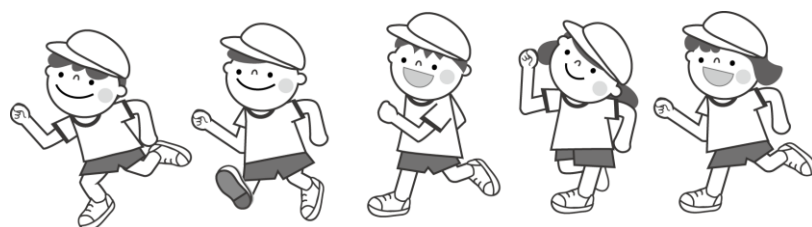
外国から日本へ来た児童・生徒のうち、日本語による会話などに困難を抱える児童・生徒が、初歩的な日本語や学校生活の約束などを学習する「日本語特別支援教室」を教育センターで実施します。

8. さわやか相談室 【学校教育課】

学校生活の中での様々な不安や悩みを、気軽に相談できる「さわやか相談室」を市内各中学校で実施します。教育センターを中心に、各中学校のさわやか相談室と連携を図り、教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が専門性を活かして、問題の解決に向けた支援を行います。

9. 学校用副読本作成 【学校教育課】

小学校4年生の授業で使用するごみ問題に関する学校用副読本を作成します。毎日出されるごみが、どのように処理され、どうすればごみを少なくし、資源循環型の社会を構築できるかについての理解を促進し環境教育を進めます。



（２）学校外における教育の推進と次世代育成

１．放課後子ども教室 【生涯学習スポーツ課】

子どもたちが安心して安全な環境で、勉強やスポーツ、文化活動等を行う居場所として、地域の方たちの参画を得て、月曜日の放課後に小学校の空き教室などを活用した「放課後子ども教室」を実施しています。今後は、国が示す放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブ（留守家庭児童指導室）との一体的、連携による運営を行います。

２．わらび学校土曜塾【生涯学習スポーツ課】

地域の方や元教員、大学生等が塾長、学習アドバイザー、安全管理員を務め、土曜日の午前中に、市内全小学校で開催しています。児童の自主的な学習（宿題・課題・ものづくり）をサポートし、子どもたちに学ぶ楽しさを教え、基礎学力の向上や学習習慣の定着を図ります。

３．児童センター・児童館の講座・教室・イベント等

【福祉・児童センター、各児童館】

工作や料理、レクリエーションなどの各種講座や教室、なつまつりやクリスマスなどの季節の行事やイベントを福祉・児童センターや児童館で実施し、学校外における学習や体験の機会を提供しています。

４．子育て支援フェスタ 【福祉・児童センター】

将来を担う子どもたちが健やかで心豊かに成長できるよう、このイベントを通して地域住民が交流を深め、地域ぐるみで「みんなで育てる」という意識の向上を図ることを目的に開催します。

５．中高生ふれあい事業 【福祉・児童センター、各児童館】

中高生を対象に乳幼児との触れ合いを体験してもらう事業を、福祉・児童センターや児童館で実施し、若い世代に子どもを産み育てることの意義や喜びを実感してもらう機会を提供します。

6. 中高生受け入れ事業 【福祉・児童センター】

中高生の居場所づくりの一環として、福祉・児童センターの部屋の一部を中高生専用に関放し、自由に集えるよう、夏休み期間に実施します。

7. ジュニアリーダースクール事業 【生涯学習スポーツ課】

異なる学年や学校などの仲間たちとの交流を通じ、次代を担う地域のジュニアリーダーとなるための経験を積む機会とするジュニアリーダースクール事業を青少年相談員協議会の主催により実施します。

8. 各種スポーツ大会等の実施 【生涯学習スポーツ課】

市民水泳大会、少年スポーツ(野球大会)、市民ロードレース大会等の各種大会を通して体力の増進、競技力の向上、健全な児童の育成を図ります。

9. 公民館の講座・教室・イベント等 【各公民館】

科学や芸術、食育など生きる力を育む事業、音楽祭や絵画展など、学校外における学習や体験の機会等を提供します。また、市内の畑などを活用した自然体験や環境学習などを地域団体やボランティアと協働して行います。

10. フリースペースの活用 【各公民館】

北町公民館の「みんなのお家」、下蔵公民館の「すまいるぱーく」、旭町公民館の「ふりーすぺーす」など、各館で公民館のフリースペースや空いている部屋を活用し、児童・生徒が勉強や遊びなど、自由に気軽に利用できるように開放します。

11. ブックスタート事業 【市立図書館】

4か月児健診時にボランティアが親子に絵本の読み聞かせを行い、親と子の豊かな心のふれあいの大切さを伝えるとともに、ブックスタートパックを手渡し、親子のふれあい、読書活動の推進を図ります。

12. 図書館子ども事業 【市立図書館】

市立図書館では、定期的に「おはなし会」や「絵本の読み聞かせ」、「紙芝居」をボランティアグループに依頼し実施します。

また、「子ども読書の日イベント・本だいすき！！」をはじめ、「おたのしみ会」や「子ども映画会」、「図書館たんけん隊」などのイベントを実施します。

13. 歴史民俗資料館の講座・教室等 【歴史民俗資料館】

織作家や扇面絵師、きり絵作家等を講師に招き、各種製作・工作教室を歴史民俗資料館で実施し、学校外における学習や体験の機会を提供します。

14. 平和事業 【各公民館、歴史民俗資料館、市立図書館】

戦争の悲惨さを語り継ぎ平和を愛する心を育てるため、戦時下の暮らしや食などをテーマにパネル展などの平和事業を行うとともに、学校と連携し、戦争体験者の話を聞く活動に取り組みます。

15. プレーパーク事業 【西公民館】

子どもたちが自分の責任で自由に遊ぶことにより自主性や創造力を育み、大人も子どもも外遊びを通じてふれあいを深める居場所として「プレーパーク」を市民活動団体と共催し、開催します。



基本目標5 児童虐待や子どもの貧困への対策

(1) 児童虐待防止対策の充実

1. 要保護児童対策 【児童福祉課】

虐待を受けている子をはじめとする要保護児童の早期発見や迅速な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会を設置し、各関係機関と連携し、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を行います。

今後は、児童虐待防止の体制強化を目指し、子ども家庭総合支援拠点の設置に取り組んでいきます。

2. 家庭児童相談室・ふれあい相談（再掲） 【児童福祉課】

3. 子育て世代包括支援センター事業（再掲） 【保健センター】

4. 関係機関等における児童虐待の早期発見

【児童福祉課、学校教育課、市民活動推進室】

保育園や学校、留守家庭児童指導室などにおいて、子どもの様子等を把握することで、児童虐待を早期に発見し、適切な対応を図ります。また、DVと児童虐待は、同時に発生する場合も多いことから、配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談との連携を図ります。



(2) 子どもの貧困への対策

1. ひとり親家庭等に対する経済的支援事業（再掲） 【児童福祉課】

2. ひとり親家庭等に対する自立支援事業 【児童福祉課】

仕事に必要な資格や技術を身に付けるため、指定教育訓練講座を受講した方に費用の一部を支給する「教育訓練給付金」や、資格取得のために養成機関で一定期間以上就業している方に対する「高等職業訓練促進給付金」を支給することで、ひとり親家庭の経済的安定に向けた支援を図ります。

3. 助産施設入所事業（再掲） 【児童福祉課】

4. 就学援助制度（再掲） 【学校教育課】

5. 入園・入学資金、奨学金貸付事業（再掲） 【教育総務課】

6. 生活困窮世帯等の子どもの学習支援事業 【生活支援課】

「貧困の連鎖」の防止および子どもの居場所づくりの一環として、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の中学生および高校生を対象に学習支援事業を実施します。

7. 子ども食堂実施団体等への支援 【児童福祉課】

子どもの居場所として、無料または低額で子どもなどに食事を提供する「子ども食堂」に取り組む市民活動団体に対し、経済的貧困や社会との関わりの少ない状態に置かれている家庭への支援につながるよう、必要な支援をしていきます。

基本方針III. 地域ぐるみで子育てを応援するまち

基本目標6 子育て家庭が安全・安心に生活できる環境づくり

(1) 地域ぐるみでの安全・安心なまちづくり

1. 安全・安心な公園整備事業 【道路公園課】

市内の公園の老朽化した遊具の改善や樹木の伐採、照明灯の整備等を行い、市民が安心して利用できる公園整備を図るとともに、地域の自主管理団体による清掃や除草、花いっぱい運動などを支援していきます。

また、新規に公園を整備する際には、防災機能を備えた公園の整備を推進します。

2. 子どもや子育てする家庭に配慮した防災対策 【安全安心推進課】

災害時の避難所設営の際の授乳スペースの確保や、避難生活が長期化した際の妊産婦や乳幼児への配慮、応急保育実施のための育児用品の確保など、子どもや子育てする親に配慮した防災対策を進めていきます。

3. 防犯情報の提供 【安全安心推進課】

犯罪の発生状況などを踏まえ、蕨警察署と連携をとり、犯罪情報の提供や犯罪の起こりにくい環境の整備推進を図っていきます。

4. 住民の自主防犯活動 【安全安心推進課】

防犯パトロール活動を行っている自主防犯活動団体について広く周知をし、まちぐるみで防犯活動に取り組む姿勢を示すことで、市民の防犯に対する意識を向上させ、犯罪の起こりにくいまちづくりを推進していきます。

5. 防犯灯整備事業 【安全安心推進課】

夜間における犯罪の防止や通行の安全確保を図ることを目的に、市内にある約 3,000 基の防犯灯の LED 化を実施しました。今後は新規設置の要望や既存 LED 防犯灯の更新などに対応し、防犯環境の整備に努めていきます。

6. 学校における防犯教育等の実施 【学校教育課】

各学校で、不審者に出会った場合の対処方法や、防犯ブザーの携帯の徹底などの防犯教育を実施します。また、各学校ごとに防犯講習会を開催し、不審者が学校に侵入したという想定のもと、教職員の対応、行動について研修を行うとともに、蕨戸田学校警察連絡協議会が中心となり関係機関等との情報交換を定期的の実施しています。

7. 交通安全教育の推進 【安全安心推進課】

幼稚園・保育園および小学校等において、信号機のある横断歩道の正しい渡り方や、自転車の安全な乗り方などを、所管警察署員または交通安全まなび隊とともに指導しています。また、中学校において「スケアード・ストレイト交通安全教室」を行い、スタントマンによる自転車や自動車の事故の実演を通じて、安全意識の向上を図ります。

8. 交通安全対策事業 【安全安心推進課、学校教育課、児童福祉課、道路公園課】

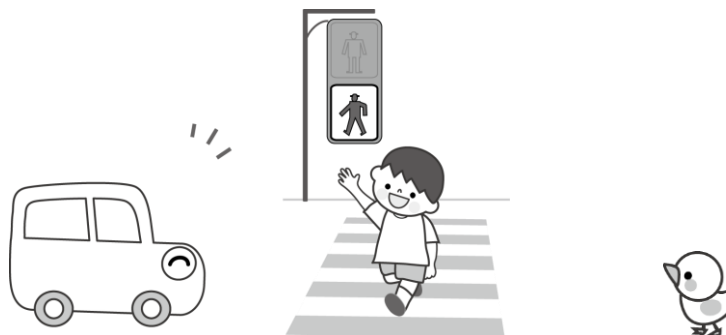
市内小中学校における通学路や保育園等の園外活動時の道路の安全点検などを実施し、乳幼児や児童、生徒が交通事故に巻き込まれにくい環境づくりを目指します。

9. 学校付近や通学路等におけるパトロール活動の推進 【学校教育課】

市内小中学校ごとに、登校時や下校時の立哨指導を実施し、また、地域と連携を図り、町会ごとに安全パトロール等を実施しています。

10. 子ども110番の家 【生涯学習スポーツ課】

子どもたちの通学路などを中心に、小中学校、小中学校PTA、町会・自治会、蕨市少年センター、青少年育成蕨市民会議などの協力の下に、一般家庭や店舗に承諾をいただいて、『子ども110番の家』を設置し、子どもの安全を確保しています。



（２）安心して外出できる環境の整備

1. バリアフリー事業 【道路公園課】

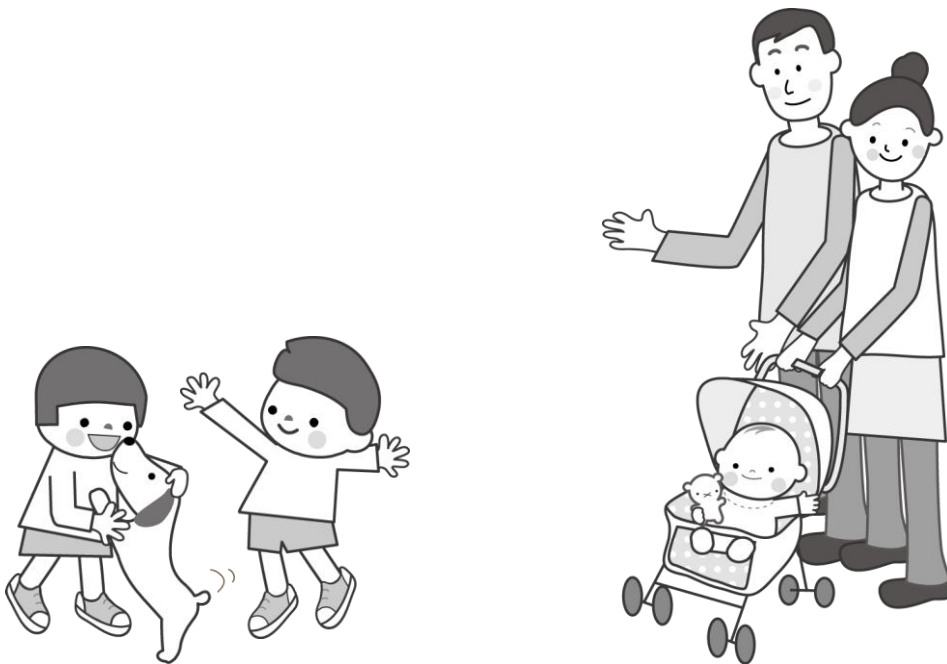
車椅子、妊産婦、幼児等全ての人が安心して公園を利用できるよう、出入り口の段差解消等公園整備でバリアフリー化を図ります。

2. 公園トイレ整備事業 【道路公園課】

乳幼児親子や障害者、高齢者などを含めた全ての市民が安心して利用できる、安全で清潔なトイレを、公園整備に伴い設置しています。

3. 赤ちゃんの駅 【各公共施設等】

乳幼児親子が利用することの多い公共施設に、ベビーベッドや授乳スペースなどを設置し、赤ちゃんの駅の充実を図ります。また、子育て情報誌に市内の赤ちゃんの駅の一覧を掲載し、情報提供を図ります。



基本目標 7 子どもの健やかな成長を促す地域力の向上

(1) 地域における子育て支援活動

1. 子育て支援フェスタ（再掲） 【福祉・児童センター】

2. 児童委員・主任児童委員による家庭教育支援活動および児童の健全育成

【福祉総務課】

児童委員および主任児童委員は、住民の立場に立ち、住民との信頼関係の中で子どもや子育て家庭への支援活動を行う地域のボランティアとして、日々児童の健全育成および家庭教育支援のための活動を行っています。今後も、小学校の登下校時の、声かけや通学路のパトロールによる見守り活動の実施、各種事業への協力他、関係機関と密接に連携・協力して活動を行っていきます。

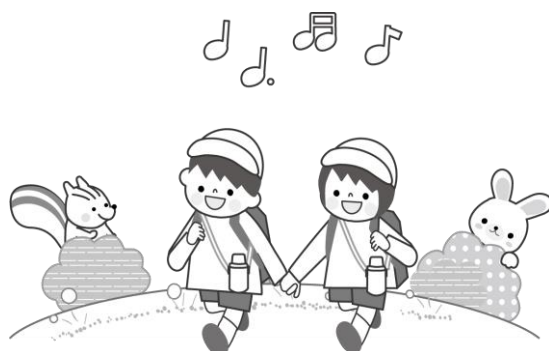
3. わらびネットワークステーションでの子育て支援団体等の情報提供

【市民活動推進室】

市民活動の拠点であるわらびネットワークステーションでは、ホームページなどにより、子育て関係の市民活動団体情報をはじめ、蕨市内の子育て関連情報を提供しています。

4. 子育て支援団体等の活動の場の提供 【市内公共施設】

公民館や児童センター、児童館、図書館等の市内公共施設では、市内で活動する子育て関係の市民活動団体や地域団体に活動の場を提供することで、子育て支援活動の活性化を図ります。



(2) 地域で取り組む子どもの健全育成

1. わらび子ども宣言 【生涯学習スポーツ課】

蕨市市制施行 50 周年時に、未来ある蕨市の子ども像の実現に向けた、青少年健全育成の指針として、「わらび子ども宣言」を制定し、市内小・中学校や公共施設に宣言を提示するとともに、多種多様な青少年健全育成の場で活かしていきます。

2. 子ども会および子ども会育成会活動の推進 【生涯学習スポーツ課】

子どもの心身の成長と健全な仲間づくりを促進することを目的として、各地域において活動している団体である子ども会および子ども会育成会の活動を支援するとともに、各団体同士の交流を図ります。

3. 放課後子ども教室（再掲） 【生涯学習スポーツ課】

4. 児童委員・主任児童委員による家庭教育支援活動および児童の健全育成（再掲） 【福祉総務課】

5. 補導活動 【生涯学習スポーツ課】

子ども会育成連合会やPTAから推薦され、委嘱された補導員により、市内の駅周辺並びに繁華街を中心として、数班に分かれて、月6回程度の巡回補導を行います。

また、8月上旬の機まつりと12月中旬のおかめ市にあわせて特別補導を実施するとともに、4月上旬頃の桜まつりと7・8月頃の夏祭りの時期には、それぞれの地区ごとに地区補導を実施します。

6. 環境浄化活動 【生涯学習スポーツ課】

年一回、市内の酒類・タバコ等の自動販売機の設置やゲームセンター・カラオケボックス等の店舗調査を行うとともに、書店やビデオ販売・レンタル店などの店員に、成人向けの図書等の販売、貸出、陳列に関する青少年に対する配慮への協力を要請しています。

また、青少年に有害な図書（悪書）の回収を目的とした「白い箱」を、JR蕨駅構内に設置し、環境浄化を図っています。

7. 青少年を有害情報等から守るパトロール隊 【生涯学習スポーツ課】

インターネットや携帯電話、スマートフォンの利用の普及により、SNSを利用したいじめや犯罪等が社会問題にもなっていることから、地域の大人が地域の青少年を守るため、ネット上の悪質なサイトや書き込みを発見し、該当箇所の削除依頼や学校への情報提供等を行う「青少年を有害情報等から守るパトロール隊」を創設し、活動しています。

8. 子育て支援団体等の活動の場の提供（再掲） 【市内公共施設】

（3）男女が共同して子育てに取り組める意識の醸成

1. 男女共同参画啓発紙の発行（再掲） 【市民活動推進室】

2. 父子手帳の配布 【保健センター】

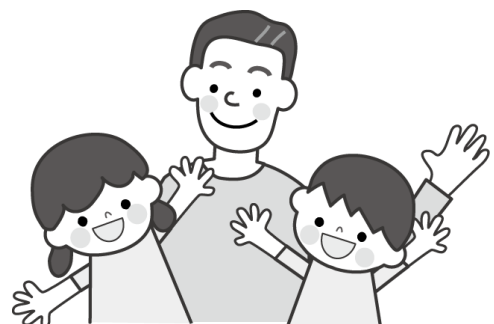
男性が育児に主体的に関わるきっかけづくりとして、母子健康手帳交付時に希望者に「父子手帳」を配布しています。

3. 一日保育士体験事業 【児童福祉課】

市内公立保育園等において、保護者が参加できる「一日保育士体験事業」を実施し、父親の育児への参画意識の向上を図ります。

4. 父親が参加できる事業の推進 【保健センター、児童センター、各公民館】

妊娠中に参加のできるパパ・ママ講座や父と子で参加できる料理教室や運動などの各種講座、教室、イベント等を市内各公共施設において実施します。





第8章 計画の推進体制と進捗管理



第8章 計画の推進体制と進捗管理

1. 取組みの方針

本計画は、蕨市の子ども・子育て支援に関する基本的な方向性を定めたものです。各施策・事業の推進については、関係各課が連携し、全庁的に取り組む必要があります。

また、社会・地域・家庭で支え合うことを目指すことから、すべての家庭や事業者、子育て支援活動に取り組んでいる団体をはじめとした、市民一人ひとりが行政と協働して計画の推進に取り組めます。

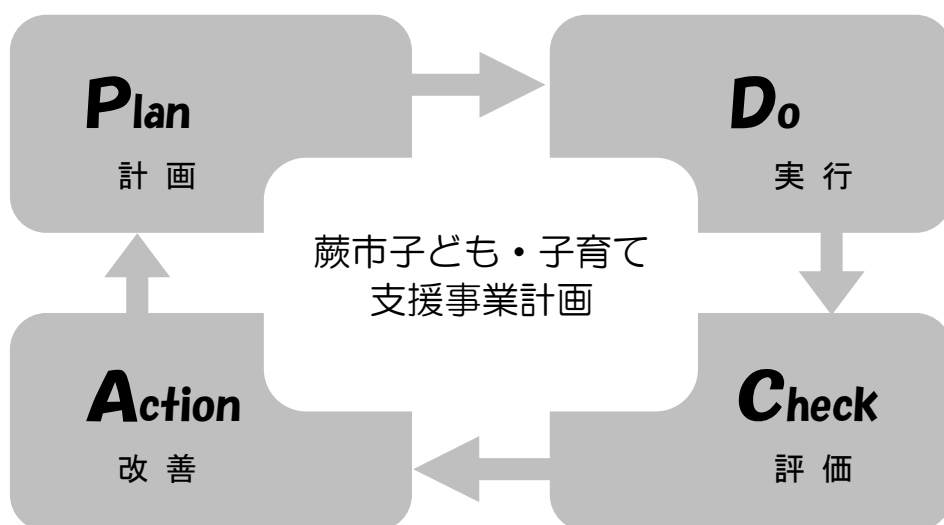
2. 計画の推進体制

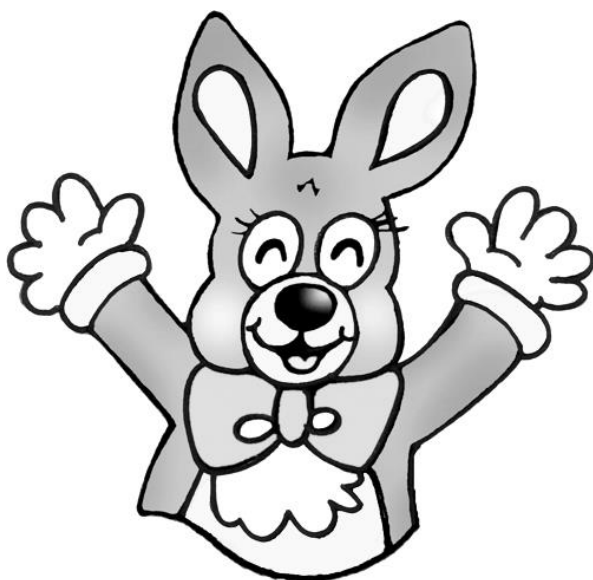
子どもの保護者や保育・教育関係者、学識経験者等から構成される「蕨市子ども・子育て会議」を引き続き開催し、毎年度の計画実施状況の把握と検討を行うとともに、必要に応じて本計画の見直しについて審議します。

3. 計画の進捗管理と点検・評価

本計画の実効性を担保するため、各年度における計画推進の実施状況を把握・点検・評価（PDCAサイクル）し、その結果を以後の計画推進に反映させていくことが大切です。

そこで、計画推進の中心となる「蕨市子ども・子育て会議」において、毎年度の計画推進状況を把握・点検するとともに、計画の主人公である「子どもたちの声」や「子育て家庭の声」を中心に、より多くの市民の声が生かせるよう、本計画の評価、改善を継続的に進めます。







資料編



資料編

1. 蕨市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 30 日条例第 24 号

（設置）

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項各号に掲げる事務を処理するため、蕨市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（組織及び委員）

第 2 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
 - （2） 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - （3） 前号の子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者
 - （4） 公募による市民
- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 3 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 4 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 子ども・子育て会議が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第 5 条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部児童福祉課において処理する。

（委任）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定

める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（行政委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正）

2 行政委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例（昭和 39 年蕨市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

2. 蕨市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

区 分			氏名	所属等	備考
保護者	1号	保育園保護者	松田香織		
			荻野早苗		
		幼稚園保護者	佐々木美保子		
			梅田利絵		
		学童保護者	石川 睦		
事業に従事 する者	2号	保育園（私立）	萩原裕子	けやき保育園	副会長
		幼稚園	菊地 伸	わらび幼稚園	
			奥田十善	早蕨幼稚園	
		小規模保育園	日山秀利	ひなた保育園蕨園	
		社会福祉協議会	内村佳子	蕨市社会福祉協議会	
知識経験を 有する者	3号	民生・児童委員	秋元知子	主任児童委員	
		学識経験者	後藤さゆり	共愛学園前橋国際大学 教授	会長
公募による 市民	4号	公募委員	関根泰子		
			杉山節子		
			金丸謙二		

(任期：平成30年1月30日～令和2年1月29日)

3. 蕨市子ども・子育て会議開催経過

開催日等		会議内容
第1回	平成31年1月18日	・委嘱状交付 (1) 正副会長選出 (2) 量の見込みと利用定員について (3) 第1期計画の進捗状況について (4) 第2期計画策定に伴う調査及びスケジュールについて (5) その他
第2回	令和元年6月18日	(1) 利用希望把握調査結果報告について (2) 量の見込みの算出における人口推計について (3) その他
第3回	令和元年8月26日	(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画骨子案について (2) その他
第4回	令和元年10月31日	(1) 子ども・子育て支援事業計画（現行計画）の修正について (2) 量の見込みと利用定員について (3) 第2期子ども・子育て支援事業計画案について (4) その他
第5回	令和2年1月17日	(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画案について (2) その他

4. 用語集

用語	解説
1号認定児童	満3歳以上で教育のみを必要とする児童。
2号認定児童	満3歳以上で施設等での保育を必要とする児童。
3号認定児童	満3歳未満で施設等での保育を必要とする児童。
3歳児の壁 ※本文に註釈あり	2歳児の確保量（認可定員）が、3歳児の確保量（認可定員）を上回ることから、3歳児での新規入園及び小規模保育園から認可保育園への転園が困難であることをいう。
育児休業制度	育児・介護休業法に規定される、子どもが生まれた後、1年間（両親ともに育児休業を取得した場合は1歳2か月。保育所に預けられないなどの事業がある場合は最長2年。）子の養育のために勤務を休業することができる制度。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子ども数に相当する。
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者が病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった児童を、児童養護施設等で預かる事業。
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を確保する機能を持った拠点あるいは事業。
児童相談所	児童の福祉に関する各般の問題について家庭その他からの相談に応じ、調査、診断、判定の上、児童の真のニーズに応じた援助活動を通じて、子どもの福祉と権利擁護を行うことを業務とする児童福祉行政機関。
児童養護施設	児童福祉法第41条の規定に基づき、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とした施設。
小規模保育園（小規模保育事業）	市区町村が認可する、おもに0歳児から2歳児の乳幼児を対象とした定員6人以上19人以下の保育施設。
人口据え置き水準 ※本文に註釈あり	人口が将来にわたって増えも減りもしないで、親の世代と同数で置き換わるための大きさを表す指標。人口据え置き水準に見合う合計特殊出生率は、女性の死亡率等によって変動するため一概にはいえないものの、日本における平成28年の値は2.07（国立社会保障・人口問題研究所において算出）。（出典：厚生労働省「平成30年 我が国の人口動態」）
地域型保育事業	子ども・子育て支援法に規定される、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業のこと。

地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法第59条に規定される、以下の13事業のこと。 ①利用者支援事業、②地域子育て支援拠点事業、③妊婦健康診査、④乳児家庭全戸訪問事業、⑤養育支援訪問事業、⑥子育て短期支援事業、⑦ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）、⑧一時預かり事業、⑨延長保育事業、⑩病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化型）、⑪放課後児童健全育成事業、⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業。本市では、地域子育て支援センターとして実施。
特定教育・保育施設	県が認可し、市町村による確認を受け施設型給付の対象となった施設。
特定地域型保育事業	市町村による認可・確認を受け地域型保育給付の対象となった事業。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業。
認可	行政が各事業について基準に当てはまっていると認めること。
認可保育園（認可保育所）	児童福祉法に基づいて設置された児童福祉施設。施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理など国が定めた設置基準を満たし、都道府県知事に認可された施設。
認定こども園	保護者の就労の有無に関わらず園児を受け入れ、3歳児から就学前の子供に幼児教育と保育の両方を提供し、また地域における子育て支援事業を行う施設として、都道府県知事の認定を受けた施設。
病児・病後児保育事業	児童が病中又は病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行うという保育サービス。
ファミリー・サポート・センター事業	仕事と育児の両立等の為、育児支援・家事支援を必要とする市民が、育児支援・家事支援を提供できる市民から子育て支援を受ける事業。
保育・子育てコンシェルジュ	就学前児童の保育に関する保護者の相談、子育て支援事業に関する情報提供を担う。本市では、利用者支援事業の基本型に当たる。
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
幼児教育・保育無償化	幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料を無償化する制度。
幼稚園の預かり保育	通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に、幼稚園が行う在園児を対象とした一時預かり事業。

要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、庁内の関係部局のほかに、警察署、民生委員児童委員協議会、保育園、幼稚園、医療機関などの様々な機関が、関係機関として参加し、要保護児童等に関する情報共有、支援内容の協議などを行う協議体。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。
利用者支援事業（基本型）	子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施。
利用者支援事業（特定型）	待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施。
利用者支援事業（母子保健型）	保健センター等、母子保健に関する相談機能を有する施設において、保健師等の専門性を活かした相談支援を行い、母子保健を中心としたネットワーク、医療機関、療育機関等につなげる。
労働力率	生産年齢に達している人口のうち、労働力として経済活動に参加している者の比率。
ワーク・ライフ・バランス	幸福で豊かな人生を送るために、自分の価値観や状況に応じた働き方の選択や、仕事と家庭、両者の充実を実現させようという考え方。



第2期蕨市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発 行 蕨市

編 集 蕨市健康福祉部児童福祉課

住 所 〒335-8501

埼玉県蕨市中央5丁目14番15号

T E L 048-432-3200（代表）

U R L <https://www.city.warabi.saitama.jp/>



蕨市